

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、高野議員の質問を許します。2番、高野議員。

○2番（高野正君） おはようございます。2番、高野でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、ちょっとぼやきを言いたいんですが、園長先生、夕べ事故がありましたね。夕方、ひまわりの前で事故。あれ、送り迎えの保護者の方には十分気をつけてくださいとお伝えください。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

避難所の生活はどうするのということですが、過日、仮設住宅用地ということで、その開発が進められるようなお話を耳にしました。決して悪いというわけではありませんが、何か割り切れないような気がします。台風、大雨での避難所は準備できるものの、地震での津波での避難所はどうでしょう。

といいますのも、仮設住宅の前には避難所生活をしなければなりません。町内ハザードマップによりますと至るところの避難所は水没をします。そんなところで避難生活をしながら、自宅が水没された方は仮設住宅ができるまで待つということなのでしょうか。

津波で直接被害に遭われた方よりも、関連死亡者のほうが多くなりますよ。どんなお考えなのか明快にお答えください。

避難所のお考えは、どのようなお考えなのかということで質問させていただきますが、避難所は行政で運営するつもりですか。地区の防災会に任せるつもりですか。何をどうされるのか、全くわかりません。明らかにしてください。

その避難所生活もままならない状態で仮設住宅用地開発とは、どんなんですか。全く意味がわかりません。避難生活での区割り等、考えていますか。身体障害者、ペットを連れての避難者、誰がどうやって誘導するのか、よく考えていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

次に、避難所の生活を考えるだけでも大変な苦勞ですが、想定外を含めましても想定できません。それでも考えなければ、被災時の犠牲者ははかり知れないことになるのではと思います。笑い話では済みませんよ。どのようなお考えなのか、はっきりと明らかにしてください。

5番目に、今、議員10人のうち4人が防災士の認定を受けています。特段それがどうということはありますが、職員の認定者は何人ぐらいでしょうか。よろしくお願いま

す。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

高野議員の1つ目、避難所の生活はどうするの（地震後の津波での）ということの5点についてのご質問で、まず1点目の、水没後の避難所で避難生活をするのかについてお答えいたします

本町は、南海トラフ巨大地震・津波による厳しい想定の中、津波による犠牲者ゼロを目指して、まずは一時避難所の確保に努めているところでございます。

南海トラフ地震・津波が発生した場合、住民は自分の命を守るため、松原高台を初めとする一時避難場所に避難します。その後、津波がおさまった後、避難所に避難すると考えております。

本町の津波による避難所は、旧三尾小学校、和田畜産センター、中央公民館、和田小学校、地域福祉センター、入山分館、松洋中学校、松原地区公民館、松原小学校になります。

旧三尾小学校、和田畜産センターにつきましては、津波浸水想定区域外となっております。残りの避難所につきましては、議員がおっしゃるとおり浸水想定区域内にあるため、一部浸水する想定です。

しかし、各施設の浸水深は、和田小学校が1.7m、中央公民館が1.05m、地域福祉センターが1.15m、入山分館が0.65m、松洋中学校が2.5m、松原地区公民館が2.75m、松原小学校が2.95mの想定であるため、建物1階部分は浸水はしますが、2階以上は浸水しないと思われま。浸水被害の状況によりまますが、避難所としての機能を有するところを使用していきたいと考えてございます。

また、仮設住宅ができるまでは避難生活なのかについては、基本的に議員がおっしゃるとおりでございます。

ただ、避難所生活から迅速に仮設住宅入居へという考えのもと、被災後に仮設住宅用地の選定をしては相当な時間を要するため、「美浜町復興に関する事前準備計画」復旧期編「復旧期として事前に準備しておくべき事項の整理」として仮設住宅建設候補地を抽出しているところでございます。

また、災害関連死亡者につきましては、今後、その対策などを含めて、県など上位機関の専門部門に相談していきたいと考えてございます。

次に、2点目の、避難所の運営は誰がするのかについて、避難所は行政が運営するつもりか、自主防災会に任せるつもりなのかについてお答えいたします。

原則として、避難所運営は町職員が中心となって行うものと考えております。

しかし、東日本大震災発生以降、大規模災害が発生すると、職員自身が被災したり、ほかの災害対応業務に従事することが考えられ、避難所の開設や運営が困難になることも想定されます。

こういったことも踏まえ、避難所運営は自主防災会の役員などの地域住民が中心になる

と考えてございます。

熊本地震の際、ある避難所では、それぞれの職業に応じた役割分担を行い、避難者みずからが避難所の運営を行うことで連帯感が生まれるとともに、避難所生活内での生きがいとなり、円滑な避難所運営につながったとの事例も報告されてございます。

本町の取り組みとしましては、自主防災会役員など地域住民が避難所運営に関する手法を習得していただくため、平成27年と平成29年に開催された避難所運営リーダー養成講座を職員とともに受講していただいております。その講座で習得した知識を活用し、避難所運営の中心を担っていただきたいと考えてございます。

3点目の避難所での生活、障害者、ペットを連れている方等、割り振りは考えていますか、避難所での区割りや身体障害者、ペット連れの避難者をどうやって誘導するのですかについてお答えいたします。

まず、仮設住宅用地の造成について、今すぐ仮設住宅用地を造成開発するというようなことはございません。もし、「美浜町復興に関する事前準備計画」復旧期編「仮設住宅に関する事前準備」のことをおっしゃっているのであれば、被災後、その準備に取りかかると相当な時間を要することが予想されるため、事前の対応として被災後迅速に仮設住宅の建設が開始できるよう、関係地区、建設予定地所有者への事前説明や事前了解を得ていくところまで進めていきたいと思っており、本計画に記載しているところでございます。

次に、避難所の区割りについては、県の避難所運営マニュアルにのっとり、居住空間の一般的な区画整理を考えております。

また、身体障害者やペット連れの避難者についても、避難所運営マニュアルに沿って、要配慮者には配慮し、避難していただきます居住スペースへのペットの持ち込みは、身体障害者補助犬を除き原則禁止といたします。

こういったことも、先ほど申しました避難所運営リーダー養成講座の内容として含まれております。

4点目の災害の犠牲者より関連の犠牲者のほうが多いと思うが、どうお考えかについてお答えいたします。

議員がおっしゃるような重大な事柄を、私は被害者に対して決して笑い話で済まそうということなど全く考えてございません。避難された方で、元気な方でも避難生活での疲労や環境の変化で体調が悪くなることもございます。また、持病が悪化することも想定しながら、そうならないような対策も考えていかなければなりません。

したがって、先ほども申しましたとおり、災害関連の犠牲者の予防や対応につきましては、今後、上位機関の専門的な部署に相談したいと考えてございます。

5点目の、職員で防災士の認定は何名されていますかについてお答えいたします。

平成23年度から防災士取得を推進し、現在12名の職員が防災士を取得しております。今年度も2名が紀の国防災人づくり塾を受講する予定となっております。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） まず、心配事が3点ほどあるんですが、1点目に、避難所の運営なんですけれども、恐らく職員では無理です。だから、自主防災会に任せておかないと仕方ないと思うんですよ。職員にそこまでやらせると、手がない。

実際、地元の人が避難してくるので、よくわかると思うんですよ。だから、そういう意味でも、防災士にひっかけて言うわけやないですけども、防災士が一番難儀するのは区割り作業なんです。誰をどこに、どの部屋に入れるか。だからそういうことが一番頭を悩ませるので、ペットの持ち込みだめですと言っても、やっぱり年寄りひとり暮らしでペットを飼っていたら、そばに置いておきたいんですよ。安心できるから。そういうことも含めて、防災認定というのは、県からしょっちゅう案内状が来るんですよ、講習の。町長、持っておられるんでおわかりだと思うんですが。そうしますと、防災への意識が高くなるんです。だから、そういうことでも、少しでもそういう意識を高めるべく、認定を、講習、今でも半年かかるのかな、長いですよ、あれ。大変なんですけれどもできるだけ取っていただけるように、町長のほうからもご指導いただきたいと思います。

それから、次に心配するのは、地区によって、避難所が避難所にならないところがあるんです。水につかって。新浜あたり高台の避難所的な集会場をつくるみたいですけども、やっぱりある程度そこに物資を置いておきますと助かるんでね。平家の自宅じゃ何ぼ置いておいても流されて全部アウトです。買っておいても仕方ないという思いがございます。

それと、もう一つ、通告はしていなかったんですけども、アマチュア無線、被災しますと、急に携帯、スマホがつながりにくくなります。アマチュア無線ですと勝手にどんどん飛ばせるんで。ところがこれ、資格取るのはいいんですよ。基地局つくって、5年に1度3千円余りの負担があるんです。それを3千円程度ですから補助して、防災のためだけというわけやないですけども、そのためにも、アマチュア無線の免許を取っている方、結構いてるんですよ、わからないけれども。結構、喫茶店で集まってわいわい話しています。仲いいんです。だから、そういう方にももしものときの応援、「助けてくれ」「はい、わかった。すぐ行くよ」てなことになれば、犠牲になる命も助かると、このような思いがございます。

余り言うことがないんで、ご答弁お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員の再質問にお答えいたします。

防災士につきましては、今後もまた職員なり、また住民の方にもお声がけしながら、広く皆さんに啓発して周知していきたいと考えております。

それから、避難所にならないところもあるということで、そこに物資を置いておいたら使えないのではないかとのご心配もありますが、つかからないところに置いておいて、また後から取りに行くということもありますし、何とかそこは、また課長とも相談しながらいろいろ考えていきたいと思っておりますので、またそこら辺もご提言いただけたらと考えてございます。

それと、アマチュア無線については、また本当に担当課長と相談して、ここら辺も、どういう方たちが今おられるのかというのも、私も今はわかりませんし、相談していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） もう一点、無線の基地局の補助金というのはどうでしょうかね。その辺一度お考えいただいて、3千円ぽっちしかかかりませんが、威力的には絶大な威力を発揮すると思われませんかでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員にお答えいたします。

3千円ぐらいだということですが、やっぱりこれはお金のことですので、財政当局とも相談して考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 次の質問に入らせていただきます。

地籍調査について質問します。

過日の議会におきまして、私の思い違いかも知れませんが、地籍調査の件について終了しているのか聞いたつもりでありました。そのときの答弁は、全て終わっているとお答えをいただいたような記憶があるんですが、聞いていないとか、そういう話になっております。

そこで、改めてお尋ねします。

本当に全て終わっていたのですか。次に、終わっていなければ、その場所は。新たに地籍調査をしたとなれば、係る経費はどこが持つのですか。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員の2点目、地籍調査は終わっていなかったのかの3点について、1点目、終わっていたのですかについてお答えいたします。

当町では、平成9年度から地籍調査推進委員を初め住民の皆様方のご協力によりまして、地籍調査事業を実施してきたところでございます。

地籍調査の立ち会いで申し上げますと、平成29年度におきまして、本の脇地区が最後となる予定でございましたが、吉原地区の一部の地籍調査を実施しなければならないことが判明しましたので、平成30年度において、立ち会いを行ったところでございます。この立ち会いが終了したことにより町内全ての立ち会いが終了したことになります。

なお、吉原地区の一部については、本年度の図面の作成と閲覧業務を予定してございます。

また、地籍調査の成果を法務局に提出し、当町の地籍調査が完全に完了するのは、令和

2年度末から令和3年度初旬の予定となっております。

2点目、終わってなければ、その場所についてはお答えいたします。

吉原地区の農免道路沿いにあります圃場整備が行われた農地でございます。

この箇所につきましては、これまでは平成の初めごろに圃場整備が行われており、地籍調査の成果にかわる国土調査法第19条第5項の指定が受けられるものと考えてございましたが、和歌山県に確認したところ、圃場整備の測量成果では、指定を受けるための条件を満たしていないことが判明しましたので、現在は、吉原地区の農免道路沿いの農地につきまして図面の作成などを行っているところでございます。

3点目のどこの経費についてお答えいたします。

現在、地籍調査を実施しております吉原地区の一部につきましても、これまでと同様に国2分の1、県4分の1、町4分の1でございまして、町の4分の1につきましては、特別交付税におきまして措置されることもあり、実質の町の負担は5%でございます。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 吉原の測量結果では指定を受けるための条件を満たしていないと、これはどういった条件があるんですか。圃場整備してあるのに。この辺から、しょうもないわさが流れてくるんですよ。法務局に提出忘れたんちゃうとか、書類をね。

だから、この条件でどんな条件なのか説明していただきたいのと、それと、どこの経費でと質問したときに、特別交付税におきましてと言うけれども、特交なんてあってないようなもので、一緒くたに来るから交付税。これはこの分、あれはこの分、附箋ついてるわけじゃないですよ。一気にどかんと金が入ってくるんで。今度少ないな。なぜか多いなということにもなりかねませんから。余りこいつを当てにしていたらえらい目に遭いますよ。

まず、その条件というものを教えていただけますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

県のほうに担当課のほうから確認した結果なんですけれども、圃場整備の測量成果では指定を受けることの条件には満たしていないということでした。

内容につきましては、圃場整備のときの測量の図面では地籍調査の対象とならないということでした。

以上でございます。

○2番（高野正君） わかりました。終わります。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 特別交付税につきましては、12月に交付されるというようなルール化はされているようなので、入ってくるようになっております。

○2番（高野正君） 終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は9時40分です。

午前九時二十六分休憩

——・——
午前九時四〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

3番、谷口議員の質問を許します。3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 一般質問、3番、谷口昇です。議長のご許可をいただいたので、通告に従いまして次の質問をします。

1、和歌山西部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について問う。

①前議会に続いて、詳しく問う。

これは本年3月27日から4月25日まで、美浜町役場庁舎1階で公告・縦覧されたものである。この期間で縦覧者は総計で12名とのことである。事業者は東京の会社である。この会社の事業実施想定区域によると、日高町、美浜町、御坊市までの沖合約170万平米の海域に大規模な着床式風車を設置し、発電事業を行うものである。環境影響評価法の対象事業であるため長期間に及ぶ手続が必要であり、「まずは事業検討の初期段階での取り組みである配慮書の手続について、ご理解、ご協力を賜りますように何とぞお願い申し上げます」と会社側は言っている。

さて、私は前議会でも「配慮書」について質問したのは何ゆえであるか。2025年以降に運転するのなら時間がない。すなわち環境影響評価の手続が4つの段階が必要である。

まず第1に、「配慮書」である。これは事業の検討段階において、環境保全の配慮事項を取りまとめたものであり、計画段階配慮書を作成し、公告・縦覧するものである。住民等の意見をそのときに出すものである。

第2の段階は、「方法書」へいく「環境影響評価方法書の作成」であり、「公告・縦覧」のほかに「住民説明会」を持ち、住民の意見を聞く、そして、「アセスメント（調査・予測評価の実施）」となる。この段階になると多くの町民も気づいて参加がふえるであろう。

第3の段階は、準備書である。準備書で予測や評価を取りまとめたもので、公告・縦覧のほかに「住民説明会」を持つ。このときになると事業は山場を迎える。

第4の段階は、「評価書」の段階である。これは、審査結果等を踏まえ必要に応じて修正したもの、公告・縦覧とする。このときはもう住民の声は出せない。時間がかかる。オリンピックまでには無理かもと心配する。

以上のことから、第1の段階は大切である。しかるにそれがたった12名の人以外は知らない。私もそんなことは知らない。老人には無理。読めない。わざと町民に知らせなかったのか。しかし、もう過ぎたことだ。第2の説明会では、町の体育センターでもやらなあかん、大事である。私は熱烈な賛成派で強欲な補償金派でもある。これが大成功するためをお願いする。多くの町民に、配慮書とは関係なしに、町独自で感想文の形で全町

民に配ってこないか。お願いいたします。これ、2問のうちの1問ね。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員の1つ目、和歌山西部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書について問うの①配慮書の公告・縦覧についてお答えいたします。

環境影響評価法に基づく和歌山県西部洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧につきましては、事業者との協議により、地元地方紙及び全国紙の紙面に縦覧の広告を掲載していただき、広く住民に周知ができていたと認識しております。

また、地元地方紙では記事としても掲載していただいております。当該事業の内容及び縦覧方法について、住民の皆様には知っていただけたものだと思っております。

今後の手続における縦覧においても、同様の方法で周知していただくよう事業者には要請いたします。

②の全住民にわかる公告・縦覧をする方法を、町で感想文等をつくり町民に配ってこれについてお答えいたします。

環境影響評価法に基づく縦覧については、各手続の段階で、その都度、事業者から新聞紙面で周知される予定で、その方法についても詳しく掲載されると聞いてございます。

議員ご質問の縦覧をする方法を町民に配ってこれにつきましては、現在、事業者において進められております方法書の縦覧段階において、縦覧のお知らせにあわせて、環境影響評価法に基づく手続について住民の皆様へ周知いたします。

また、和歌山県知事から照会がありました配慮書に対する環境保全の見地から、当町の意見については、県のホームページで公開されております。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） ①のうちの公告・縦覧だけに答えてくれたんかい。

この回答書の中で、地元地方紙及び全国紙の紙面に掲載していただいたと、こういうふう書いてあるけれどもね、これは何新聞かいな。広く住民に知っていただいたと認識しています。おおよそ勝手な解釈をやってあるけれども、この町長のところの答弁書にそう書いてあんのよ。何新聞か、地方新聞、何日号、それいっこも言わなんだ、聞きにいったけれども。その日に。どこの新聞、全国紙はとってないの、金要るさかい。今後の縦覧で同じ方法って、誰もとってないのに、そんな新聞は何のために発行しているか知っているか。これ、銭もうけするようにやっている。企業やで一種の。それでやっているんやで。こう言ったら何やけれども、人の、よその商売をば乗ってから、そうしてあるさかいに認識しています。そんな余計なこと誰がつくったんや、この文章。

それから、おかしいわな、公告・縦覧書の感想文等というのは書かんさかいに、感想文でも何でも、あれ勝手に書いちゃう人やとしてくれと。住民は見ていないんやで。知らんやで。秘密にやったあんねん。住民の意見は公告・閲覧、この紙、これは新聞社でもろうたんやと違うよ。会社の紙やけれどもね。六本木の会社からばらまいた紙やな。今の質問は皆それでまとめて無駄なことをいっこも書かんと、それでやったあんねん。

それで、今後の縦覧においてもって、そういうあたり、誰つくったあるねん、こんなこと。今後の縦覧において、誰も縦覧、縦覧と違うんだ。次は縦覧するけれども。さきの段階よ。事業者に要請いたしますねん、人ごとみたら。こんな事業者やで。相手は。こんなんだったら誰でも事業者、わいでももっとましなんつくったるけれども。

その次に書いてある。一旦出したらもうできんの。できんのだったら全町民わかる縦覧方法を配ってくれ。こういうことになっていない。

そして、その都度、事業者から新聞紙面で周知されたと聞いてございます。こんな無責任が文章を答弁したるやろう。人ごとやろ、これも。これやさかいやり直せ。やり直しても、もう見せんと言うんやで。ほんやからに感想文でも何でも書いてこいと。4つの段階やからな。これ知らんのやろ。

ついで聞くけれども、向こうから話し合い来たんは2月末やと言いつたの。3月と違うな。向こうから、誰ぞ連れて来たんかいと、問いにいったら、そうよ。2月の末やよ。前の町長の時代や。それで来たんがこの3月から。そこで公告したんやで。前の町長のときに言うてきたあんねん。わし、そんな業者なんだったら、もう解約したれと。年2回でも言うたな。解約よ。別に解約しても構わんねやで。熱烈な、わしは賛成派で、貪欲な補償金派やけれどもね。それでやってんねんで。おかしい。これについて聞きたい。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 谷口議員の質問にお答えします。

まず、何新聞かということですがけれども、新聞社につきましては、地元地方紙の日高新聞さん、それと紀州新聞さん。

○住民課長（中西幸生君） 日付まではちょっと今、確認はしていないけれども。

○住民課長（中西幸生君） 全国紙については、読売新聞。

○住民課長（中西幸生君） 毎日新聞、朝日新聞の3社です。計、全部で5社です。

○住民課長（中西幸生君） はい、地元紙を含めて5社です。

○議長（谷重幸君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 先ほどの日付ですがけれども、3月27日付です。

○住民課長（中西幸生君） 付の新聞に載っております。

○3番（谷口昇君） 全部の新聞か。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） また議員に、探しましてコピーして、次の議会までにお渡します。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） 2、御留山の松を何ゆえバリバリ切るのか。

①先日の夜、福祉センターで知事の行政報告があった。町民はまた仁坂の名調子を聞こうと、約250人も集まり盛会だった。

私も終わるとき質問して、パンフレットを示して、「御留山のことか」と聞いたら、

「御留林としている。これは僕が考えたのです」とのことだった。「なるほど、うまいこと言うの」と私は驚いた。知事の優しい声ととんちには、今さらながら敬服したのである。

そして、彼は松林の重要さを一席やった。この御留山は400年前、紀州55万石の初代徳川家のお殿さん、南竜公である。それから100年余り、てんごの川を掘ったが、松林は、その部分は大松はない、松の枝1本折っても死罪ということで御留山は守られてきた。

それが戦後74年たつが、だんだん切られて昔の半分以下になってきた。御留山の精神を忘れたか。必要があるから切るとは至って合理的であるが、紀州のお殿さんが泣く。戦時中でも天皇の軍隊が紀州で1万5,000人、1個師団ほど駐屯したが、戦争に必要なのに1本もよう切らなかつた。この精神が御留山を愛する精神である。このことを町長はどう思われますか。

②具体的には、松原小学校横の通学用歩道は、松の木が約20本ある。切るつもりなのか。エノキの木ならバリバリ切れ。新浜の人は、ヨノミの木、エノキもヨノミの木も同じ、ヨノミの木は葉が飛んで、といが詰まると敵視している。使い道はまないたにするとよい。初めに道ありきではなく、初めに御留山ありの精神でやらねばならない。

10年ほど前、作業員が松小前の大木の幹を5メートルほど切った。涙をのんで切った。3年で枯れると思ったが、今は立派な笠の松になった。工事ではこれも切らねばならんと思っている。御留山の松を切ると死ぬという伝説もあるが、その事実は、新浜や吉原の古い人は知っている。

最後に答えになると損であるけれども言う。私の損やで。ここからちょっとまたがるんです、考え方が。切る松あれば植えかえよである。1本ええ松を見つけてある。

次に、消防消防署の隣へ新浜の会場が来るとのことだが、金網の端は、五、六本大きな松がある。あれはそのままにして、東のほうへ5mぐらい場所を与えてやれ。そうすると場所も広くなり、松も助かる。御留山を愛する心を持っていれば、むちゃくちゃな切り方をすんな。松を生き物のごとく愛するのが御留山の精神だ。優しい町長さんの名答弁を請う。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員の2つ目、御留山の松をなぜバリバリ切るのかの、まず1点目、御留山の歴史とその精神についてでございます。

松が植生し始めた時期や、大規模な群落を形成した時期については明らかとなっておりませんが、この大松原の本格的な保護政策は、元和5年、1619年に初代紀州藩主となった徳川頼宣公が、その伐採を禁じる御留山としたことが始まりであるとされています。

宝暦2年、1752年には、藩の財政難を理由とした伐採が行われたものの、その後、この防潮林保護のための厳しい命令が発せられ、宝暦11年、1761年には、俗に言う「てんごの川」の建設に当たっての伐採が行われ、財部、小松原、田井、菌浦、島といった各村の農民たちが、潮風の害が心配だとして反対しました。

以降、藩は、この大松原の管理、取り締まりに力点を置き、和田、吉原、田井、浜ノ瀬の各村だけでなく、風下の村々に対しても松の植樹を命じたとされています。

このような美浜町史の記述を見ても、今日では、その保護政策の名称が御留山から保安林へと移り変わったものの、江戸時代から明治、大正、昭和、平成、そして令和と約400年もの長きにわたり、煙樹ヶ浜の松林が大切に守り引き継がれてきたことが理解できます。

このことは、その時代時代の人々が、この大松原、煙樹ヶ浜の松林が持つ防潮機能を最大限尊重してきたあかしであると、私は認識してございます。

煙樹ヶ浜の松林は、潮害防備や保健休養といった機能を持つ保安林であり、私たち現役世代も先人たちと同様、その保全に努め、後世に継承していかなければならないものでございます。

②松原小学校通学路歩道、新浜集会場予定地と松を切る理由の関連性、御留山の精神、松を愛する心とは切ることの関連性についてお答えいたします。

松原小学校の東側に位置する町道吉原宮前線につきましては、その拡幅改良を本年度より事業化し、既に測量設計業務を実施いたしております。幅員が狭小にもかかわらず、交通量の多い路線であるとともに、通学路として指定され、松原小学校や学童保育室にも接しております。児童の安全を最優先事項とした次第であり、幅員を広げるとともに歩道を設置することで、安全で円滑な道路交通環境が実現することとなります。

地元自治会の皆様や松原小学校、PTAの皆様からご要望を頂戴している事業でもありますので、どうか、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

新浜集会場の建設に関しましても同様でございます。

これまでの数年間、再三にわたり、そのご要望を新浜区から頂戴し、昨年度においては、自治会の皆様とともに、建設用地に関し幾度となく議論を重ね、熟慮した結果、ようやく今日の適地選定に至っているところでございます。どうか、自治会の皆様のこれまでの熱意とご努力に関し、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。この集会場の完成を契機として、より一層、新浜区の地域力が増していくものと、私は期待しております。

長い年月の間、成長してきた松を伐採すること、身を切る思いでございます。これまでに申しあげました事柄と松の大切さを十分に比較考量した上での決断でありました。遠い昔から防潮や景観美など多くの恩恵を受けてきた私たちは、これからも煙樹ヶ浜の松林とともに生きていくものです。公的な管理を含め適切な維持管理と保全のもと、人間の営みとの調和・共生を図りながら、この美しい煙樹ヶ浜の松林、自然の宝物を守ってまいります。

○議長（谷重幸君） 3番、谷口議員。

○3番（谷口昇君） まず、松のことやけれども、用があったら、何事にもそうだけれども、用があったら、そこを中心に考える。これは、こればかり考えてきたから戦争に巻き込まれたんだ。国のためやと言うて、こういうのファシズムと言うんやな、ファシズム。

例えば、PTAの問題いうたらPTAファシズム、こうなる。それから、新浜の自治会からくるか知らんけれども、あいつら二、三人、そがいなこと言うていて、それが新浜の人間知らんで。よう会うもんよ。区長、あそこの、松てるわの建物で、それでよう話すんやけれどもね。二、三人言うて、そして、投票、区民大会やったかと。やってないよ。投票していない。採決して、反対と言わせてくれたらいいけれども、それもせえへん。それに、もう皆で選んできた人が、我々の行かんおじいさんのために、勝手に決めて、いかにも民主的なようにやるけれども、これは民主的ファシズムですよ。

今や、こういう問題をするとき、結構なもんやろ。PTA言うてきたら、はいはいと言うてきたようにしようかと。松、どないなんのか。1%でも置いとこうかと。その考えはないんで、言うてきてからせなんだ。危険な道やと言うけれども、皆、晩方になったら来るけれども、危険だったら、あそこへ20キロぐらいにしてあんのよ。しかし、ネズミ取りかかったら入れる場所ないわな。一発危険と違う。いままで交通事故やったことないやろ。軍隊でもよう切らなんねんで。本土決戦で。そういうところ。

教育ばかりじゃ教育ファシズム。新浜の区は誰も区民に聞けへん。聞けへんのなぜ？今になって。俺が区、もう別につくつたらうかと、いつも言いやんのよ。区とは何ぞや。一遍、教えてほしいけれどもね。定義、あれは任意の団体やで。前にも言うたあつたんよ。がたがためかしたら、我ら新浜第2区つくつたるぞと。なぜ、新浜第2区にしたんや。和田に第3区あららよ。1、2、3と要りますわな。それで、そういうことを言うたことあんねけども。

区は大きな声で言うたら、マッカーサーの時代だったら怒られるで。区は廃止してんもん。絶対、区論についてデータございますけれども、昔、松小建つときに、金500円か1千円、ちょっとずつしてんら。それでそのとき大分投降した人、新浜でもあるけれども、わしとこ寄付せえへな、1回分しか。区のおかげで戦争こうなんねらな。そんなことしたら区長やるもんないで。かわいそうに、手当、数万しかない。それで一月の電話賃で、それいってまう。それが実態。ほやさかいに、二、三度来てくれて、いかにもやったように。これはおかしいんやで。区の定義を知っていたら教えてくれんかな。第2区つくつてもかまんで。そしてまた誰ぞ、また第3区、こういうことでくんねよ。そのかわり、回覧板ら回してくれやなな。

そうしたら、戦前どこの村でも、戦前で今からもう100年ぐら前やけれどもね。歩きさんてあつたんや。松原村にもあつたよ。おとん、山番やしね、おかあ、わいとこのいとこ、すくど搔きにいったら、またおばはん怒んのよ。それで、わいとこ行っても、怒れへんねん。お母ちゃんら、二従姉妹、やさかいね。そんなんあつてん。回覧板皆回してきとう。あいでも、ところかわってね、その犯人は、わしところの班では、わしのところやけれども、一々歩きさん、歩いて配ってくんのよ。銭ちょっと要るけれどね。戦前は。戦後でもあつたで。吉原の人ようしたしね。そして、松も大事にした。おぼんに取り上げられるら、すくどら。わいとこは取り上げられへんで、一家やさかいに。

そして、この間も何かの帰りに台風あったろ。そして、あそこ、話飛ぶけれども、この間、言うところ、できるまで、あんなボランティアでやったら1人でできるで。やったらもう半年。どうにかかけがせんと通れるで。銭要らんよ。予算らただ。そして、わし、まいったんはね、80以上の人でないと、あがなすくどのつかはようつくらん。すくどにつかってあんねん。

ほいてねえ、教師らねえ、松葉搔いてダンボールへ入れて、あかんと言うてんのに聞けへならよ。かき多くなる。つかちゆうて、サラエで足で蹴りもうてやったら、フゴ要らんよ。そのかわり、松洋ある頃に、若いしは1メートルのツカつくって、ひっくりこけるの面白いさかいな。我々積んで来たけれどもね。絶対、もじけへんね。それは、松葉搔いた人間でなかったら知らんの。そこいうことにあの松。そこばかりやるというのは全体主義。1%まで譲るといのは、これはかまなな、考えたある。

時間ないんで、成瀬町長亡くなって大分たつけれども、エノキの木、置いとけよて言うて、置いたあんねで。ほいで、エノキ要らんらしいぞと。エノキだったら要らんねんな。切ってもうたら新浜の人は、吉原の人も喜ぶ。といへかかんのよ。紀州ではヨノミと言うんやけれども、ヨノキとも言うし、ヨノキの実やさかいヨノミになるんで。ほんまはエノキですね。木へんに夏。あんな下等な。まないとしか使えませんけれども、それ切ったたらもっと広うなんねん。そして、その中にケヤキ、成瀬町長、植えてくれてん、もう30年ほど前になるやけどね。皆切ってもうたら。どうするか、ほかしに行ったんちゃうか。ケヤキだと高いんよ。それで、ちょっと少ないな、これぐらいだったらなと言うてくれる。あれもろうてこいとと言うたんやけどね。ケヤキ。

あんたら、木の種類もよう知っているかい。そうしたら、ややこしいで、わし、あんな理科の先生のところに問いに行くんよ。木持って。おとし、ようやったよ。あの会社ももうどうにか。あの変な天下り、ミスター天下り。わしは、彼のことを配属将校と言うんやけれどもね。中等学校に皆、少尉以上の人に来てやって、校長より権限強いんよ。やっとな去年の今ごろ、もうやめとる。福岡あたりの大学に勤めたから。あいつの仕事やろう。それで今別件で問うけどね、また。あいつとけんかしたんよ。それで、今は伸び伸びとやっておるやろ。わしもメンバーやけど、ちょっとこのごろサボってんねけどね。あの辺でも松の木を大事に、文化財も下にあんのよ。

文化財は掘りだして美術館置くと違うんやで。上から、オオクワ君みたいに、オオクワ偉いわ。兄弟3人ともわいらの後輩やけれども。あの上、座布団みたいな敷いてね。厚さ5メートルの。その上に立ったあんのオオクワやろ、ベースの上へ。ほしかつたら中からトンネル掘って取り出す。これが完全な文化財保護ですな。そいえんやけれども、ようけおろそかにしてあんのよ。あの松のあたりに2000年前の刀、剣、小学校、もう失うてないんですよ。終戦後まだあったんよ。銅剣やな、あれ。ぼろ屋へ売ったんちゃうか、朝鮮戦争のあたりに、ぼろ屋へ売った。それあんねん。わやにしやれてしまうんよ。

ファシズムの話からそうなったんやけれども、松の木よりもPTAのほうが大事やと、

それをPTAファシズム。新浜区のことを大事やと。わいらもうそんな区から出たるつもりやけれどね。回覧板持ってきえへんさか、そのかわり、役場からアルバイト、雇って持ってこいよ。字も読めんぞ。そういうファシズム、1%も言うこと聞いて、歴史の勉強、仁坂のほうがましやの。仁坂わりかた、まねをするだけでも、ちょっとかいらしや。保安御留林と書いてんて、ほらえらいの。負けたな、知事さんとの間言うたんやけれどもね。そういうことなんねら。そんなけがいつこもない。それは皆町長が、それさされるの知らんけれども。あい、植えかえよという優しい声はないんかい。成瀬は優しくったぞ。松洋の講堂できとろ、はたにね、ちょうど1尺余りのあつてんらよ。町長、あれ、くれよと、まだ、わい、生かしてる。2年間生かしたで。毎日水あげに行つてん。一人でようせんで。チェーンブロックを借ってきて、五、六人のおいやん来て、掘つてしたんやけれども。2年して、しまいに、ペンキまで塗つたつたんよ。松の木に、落ちんように。それで、上から落ちて、そして頭にきて、これたたりあるなつて、えー、それもうほらんといて、ほつたけど。2年間もつたで。成瀬も良やつた、「松、ついたか」ちゅうてよ。見て来いと言うたつてんな。しまいに緑のペンキふくやつ。そうしたら、枯れたところも美しく見える。それが、松を愛する何やら。ちょっと時間かかるけれども、新浜の餓鬼が何をぬかすんがとやうてやつてくれ。あそこの、切らいでも、植えかえて、植えかえなあかんのやつたら、もう10メートルほど向こうへ行つて、消防署との境目に5m置いといたんねん。ええあの緑の木あります、こんな。それをぶすぶす切つたあつたら大分。そしてもうちょっと向こう。

今、昭和28年に水害来る前の年の昭和27年に、ダイワが大きな工事やつてね。保安林がジャングルになつて、これはダイワ、あれを乗り込んだよ役場へ。吉原のおっさんが村長だつてね。それで、組合行こらて言うさか30人ほどいてんだ。あんなところに金網やられたらかなんと言うたけれども、ようそこ困つてもうたんよ。松の木、あいがあるさかいに大分違いますよ。ダイワ、あの工事して。砂が皆、切戸から運んだんですね。何でも、これだけやつたらという考えが危険です。ファシズムですよ。区から一部の者が言うてきて、松を切るの反対と言うやつあんねもんよ。切るなと言えへんで。10メートルの東寄りにやつたつたら、ヨノミは幾らでも切つたらええで。ほつたら、ええ場所できるやろう。庭木になる。

そして、松下のところにも1本だけ見つけたあんのよ。何もかもええ情報報告と言うんやろ。PTAのこと、何もわからんと言うたら、PTAでファシズムになるぞ。何怖いんだPTA。あい教師もはいつたあんね、あの中に。PTAつて、ティチャーもあんねで。あいら仕掛けて何考えてんのかわからんで。わい、松洋におるときPTAの会長に立つたけれども、落ちたけれどもね。0票と違うで。銭出したろがよ。PTA会費、教師も出しやんで。出いとかなんだら、偉そうに言えんのボスらに。ほいで、わいら、銭取つてもらうかと。松洋で、わし、立ちましたけれども、そんなもんに1回、2回聞いて、なんで聞いたらんならん。これこそ松洋ファシズム。

植えかえをするやつは見つけたあんのよ。その植えかえ。もうようけ時間ない。植えかえをひとつやろうと思ったことあるのか。そうしたら構わんな。もう手打つとこ考えたあんのよ。このぐらいの松よ。あれだったら出てくるわ。ハタに、なぜあそこたいの松、生き生きとしておるか知ってるかい。一番、下の小学校の昇降口のところで、上切って傘みたいになったろ。その男に、あれも新浜の男よ。真面目な。あれ枯れるぞ、枯れても構わんのかと。知ってる、そうかと言ってね。それで通るたびに、お宮に参るたびに、上見るのよ。このごろ見事な傘の形の松になったあるで。できら、高所作業員の資格も持ってあるし、まあ、ようさん見てきてください、町長。ええ松よ。いや、切らなしょうない。いいかな、おまえでもあの松、切んなってよう言わな。

それで、幼稚園の学童の門から行くところ、ひどいところ取り込んであつたら、西へ取り込んだ1本助かんねん。そうも見つけてあんねや。そういう努力をしていかなあかんやろ。工事やってもつたら困るな。年いって声も小さいけれども、あそこご祈祷しに拝みに行か。そうしたら、業務妨害違うわ。南無阿弥陀仏言いもってから、松を切らんといてくださいと土下座するの構わんやろ。邪魔せんとこでやるさかいな。

それで、新浜の餓鬼ら、何ぬかすんか知らんけれども、大分この間、区長に言うてんだわ。がたがためかしたら区から出たるぞと言って。そうしたら、あいつらは出てほしいばかりよ。そうしたら、何か不満持ってこいよ。そこまでわしは考えてあんねん。あれもそやかに、一部の者の言うことを。よそ者という言葉使わんけれどもね、歴史から言うたら、よそから、渡海してきた人は、一丁前の松のことを言うてもらったら困るねん。それが実態やからな。

そういうことで、10m、新浜かんたんやで、10m、今50平米家建ったとしたら、60平米になるように向こうへやったら。それで、ヨノミしっかり切ってやってください。ヨノミ切ったら喜ぶさかい。そしたら、広うなんねんもん。ほいであの松、このくらいあるで、五、六本あんねん。

そういうことで、優しさ、仁坂みたいな、保安林を御留林と名づけて、であれいちびつてあんねん、喜ぶ。これ僕つくったんですよ。この間、仁坂言いやつたで。これは負けたなとか言うたんや。その心よ。何ぞ用事あつたら切ろうかと、戦時中でもよう切らなんでんな。妥協すんねんで。あの1本、成瀬みたくにくれんか。くれたら、わし、また。ただし、松は植えるためには、冬でなかつたらあかんのやで。2月の捨て松って、捨てておいても生えてくるねん。今切ったら、今度いつすんのか知らんけれども。何か、一日も早く言うたらあかんで。2月を中心にやりよし。切るのやったら。どうやっても、いくら長いでもよう切らなあかんと思うさかい。道側にゲックとさいたら、学童の前、道広かる？ゲックと開いたら行けるんや。

それで、答弁、今あかんなんたら、次の議会でやりますさかいに。絶対、ワヤにしても仁坂に笑われるよ。こんなにしたら、ようせんのかと。あの、弁証法的な解決というのは知っているか。正反合の。昔の今から70年ぐらい前、皆そこたいの青年団やったんよ。

名称、正反合なっているけれどな。あかなんだら、お上の方針。お上では切んなど言っているねん。その点について徹底的にお尋ねいたしますんで。

なお、新聞記事の、先ほどのなんとともに、次回で追及をいたします。どうぞ、新浜に切んなど言えへんなんだ。屋敷を10m東に譲ったれ。そうしたら、そこに並んだやつ助かると言うてんねん。それで、こっちは1本くれたら、わい、着かいたると。くれへんかい。成瀬やったら、大きなんくれたわ。

以上、次の議会まで。また、行かしてもらうさかいに。終わったら。えらい、すみません。

○議長（谷重幸君） 何か答弁ないですか。

町長。

○町長（藪内美和子君） 谷口議員の今のご質問ですが、新浜集会所の5メートルとか、10メートル寄せばというお話ですが、今後、新浜の皆様とも協議していきたいと思えます。今後のことについては。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時45分です。

午前10時三十二分休憩

——・——

午前10時四十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

先ほどの谷口議員の一般質問の中で一部不穏当な発言があったように思われますので、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

一般質問を続けます。

7番、谷進介議員の質問を許します。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

今回も住民全体の代表たる議員として、しっかりと論理的に、技術的に合理性のある答弁を求めるものであります。

まず、1点目の質問。

今さらながらではありますが、公共調達における基本的な方針、考え方をお聞きします。

予算策定において総計予算主義、公正確保や健全性確保及び事前決議等、数多くの主義、規定、原則があるとお聞きします。

行政職を数十年も務められた町長に対して釈迦に説法で大変恐縮ではありますが、それらを踏まえ、令和元年度美浜町一般会計補正予算（第1号）における情報系PC設定委託料、情報系PCリース料について、その方針、考え方について、私のように行政経験が職業にない者に対して具体的でわかりやすい答弁をお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員のまず1点目、公共調達における基本的な方針、考え方についての予算策定における情報系PC設定委託料、リース料についての方針、考え方についてにお答えいたします。

公共調達における基本的な方針等につきましては、公平性、競争性及び透明性を確保することが必要であると考えてございます。

今回の情報系パソコン設定委託料、情報系パソコンリース料につきましては、マイクロソフト社製のOSであるウィンドウズ7のサポート期間が令和2年1月14日をもって終了する予定となっております。

サポートの終了したOSを使用し続けることは、美浜町にとってのセキュリティホールとなるばかりでなく、LGWAN回線等を通して、ネットワークがつながっている他団体にとっても危険要因となることが考えられます。

総務省からの通知におきましても、マイクロソフト社ウィンドウズ7サポートの終了に伴う対応状況の確認について、サポートの終了日までにOSの更新を行うことを促されてございます。

当町においても、6月補正にてお認めいただきました情報系パソコンのリース料につきましては、令和2年1月14日に間に合うようにパソコンの更新を行うため、指名競争入札を実施したところでございます。

また、情報系パソコンの設定につきましては、当町の情報系ネットワークの構築・保守を委託している業者にリースしたパソコンを当町の情報系システムが使用できるよう設定していただく予定となっております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 再質問というか、質問に当たるところもありますので、あれですけども、要は今ご答弁いただきまして、本当に私と考えると、全くそごもないところでございますので、そういうことを言うのもおこがましいですが、ただいまの答弁の中で、町長は、公平性、競争性及び透明性を確保することが必要であると。これは全くもってそのとおりだと思います。

また、最初の質問で私も質問漏れをしたような感じで、質問というか、表明というか、お示しを忘れたようではありますが、地方自治法第2条第14項、これはよく言われる最少の経費で最大の効果をと、これはもう当然のことだろうと思って、あえてお述べにならなかったんだと思いますが、今、上げましたように、町長が答弁いただいた公平で競争性及び透明性が確保することができなかった場合、また、最大の効果が挙げられなかった場合というのは、こういうことにかかわらず予算の執行はできないということによろしいんですよね。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の情報系パソコンのリース料につきましては、指名競争入札によって実施いたしま

した。指名競争入札によって、よい商品を低価格で入札するということで、入札のほうを行ったところでございます。

議員、おっしゃられるように、こういったことによりまして、最少の経費で最大の効果が挙がるようにというところでございます。

2点目の当町の情報系ネットワークの構築・保守を委託している件でございますけれども、こちらにつきましては、業者のほうでの構築・保守についてですけれども、セキュリティーの観点や効果面から、当町のセキュリティーをよく知っておられるというところで随意契約によって締結をしようと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 答弁は、私の1回目の質問に対する答弁の補足、充足と考えていいんですか。

私の今、お聞きしたのは、町長が答弁されました公平性、競争性及び透明性、また、最大の効果が得られないようであれば予算は執行できないという理解でいいのかというのが私の再質問です。お答えください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議員おっしゃるように、公共調達につきましては、公平性、競争性、透明性を確保するということが必要であると考えておりまして、そういったことで議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） それでは、2点目の質問にまいります。

昨今、ニュースシーンをにぎわしている情報セキュリティーについてであります。

まず、日美総政第641号、これの別紙3、4から、現下における美浜町では、セキュリティー管理についての最高責任者が不在というゆゆしき状況であると思われまます。現在の運用は間違いなく行われているのですか。

次に、令和元年9月3日付、日美総政第641号の別紙2より、パソコン上での設定作業について、ネットワーク接続の動作確認以外、ディスクイメージの配付の作業であるのか。また、ファイルのアップやダウンロード、またプリントアウトについて、ログ等はどのようにしているのかをお聞きします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の2つ目、情報セキュリティーについての、1つ目の現在の運用は間違いなく行われているのかについてお答えいたします。

セキュリティー管理の最高責任者である副町長は現在不在となっておりますが、不在の期間中は総務政策課長をもって職務を代理しているところでございます。

2つ目、パソコン上での設定作業についてお答えいたします。

情報系パソコンの設定作業につきましては、議員がおっしゃるようにディスクイメージでの設定も行いますが、パソコンごとに個別の設定も必要となっております。

なお、ログにつきましては、情報系パソコンで行っております作業は資産管理ソフトで収集しております。また、インターネット等のログにつきましては、現在は、情報系パソコンより直接のインターネット接続はできないようにしており、シンクライアントを利用しております。なお、ログについては取得しております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 再質問いたします。

ちょっと細かいんで控えてくださいね、しっかりと。多いという意味ですよ。

まず、セキュリティポリシーの徹底の具体施策というのは何かされているのですか。

それと、この別紙3の中に情報オーナーさんという定義がございますが、これは何人いますか。セキュリティー委員会、これも何回開かれましたか。ポリシーの設定によると平成29年4月とこれには、別紙3には入っていますね、それ以降。

それともう一点、最強セキュリティーレベルの保持者、これの人数と役職名。

次に別紙4、情報オーナーさんが作成すべき情報管理台帳、その点はオーナーさんに聞けばすぐわかるんですか。

それと、一番、僕ちょっとわかりにくかったのは、この資産管理ソフト、横文字のソフトの直訳なのでこんなことになっているんだと思うんですけども、どうも資産管理というと、例えば、お金とか、金品、宝石を思いますので、この資産管理ソフトとは何を指しているのか。でないと、その次の質問というか、皆さんのお考え方を聞くときに、ちょっと具体的に聞きにくいんですね。

あえて言いますと、例えばデバイス、パソコンの資産という意味でおっしゃっているのか、その資産には、例えばファイルとか、データもそうでしょうし。また、逆に、パソコンの資産というふうに考えると、デバイスというのとあれですけども、例えばキーボードもデバイス、入出力のデバイスの一つですし、CDを見る光学ドライブの話とか、俗によく言うハードディスクドライブと、そういうのを全て資産という言い方をしない場合もないので、この資産管理ソフトというのは、そんなふうに、具体的にどれじゃなくていいです。僕が今、申し上げたのは、デバイスの管理をしているのもそうだろうし、データの管理、そういうことも全部して資産管理ソフトというふうに使っているのかをちょっと説明だけしてください。でないと、次の3番目、4番目にいくときに何か少しそごがある質問をしてしまいそうなので。抜けていたら、もうそれはそれで仕方ないんで。とにかくその、今、複数質問しましたけれども、答弁願います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、美浜町情報セキュリティポリシーの基本方針と、別紙4の情報セキュリティポリシーの対策基準についてですが、こちらにつきましては、平成15年に国の地方公共団体

における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに従い策定したものでございます。

セキュリティポリシーを全て準じてやっているのかということですが、できていないところも多々ございます。この基本方針を全てやるとなるとなかなか難しいと感じているところでございます。

システム課みたいな情報政策課とか、そういうふうな課があればいいんですが、なかなか専属で電算の担当もしてございませぬし、他の業務もあるところから、できるところからやっていきたいと考えているところでございます。

質問の委員会の開催を何回開いたのかというところですが、こちらの情報セキュリティ委員会については、これを銘打っての委員会というのは開いてございませぬ。強いて言えば、月に1回、何かあれば課長会のほうで申し上げて議論のほうをしているところでございます。

続いて、情報オーナーについてですが、情報オーナーについては各課長が担当するとなります。

続いて、管理台帳については、策定のほうはやれておりませぬ。

続いて、資産管理ソフトについてですけれども、こちらについては、商品の名前を言いますとSKYSEAのことでございます。誰が今何をしているのかわかるソフトのことで、USBなどの使用をできないようにする制限もしております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと答弁漏れ。

僕はそのセキュリティポリシーの徹底の具体施策は何かあるのか、やったのかとお聞きしたの。それを最強セキュリティーレベル保持者、数の役職名、これ、答えていない。これ、ちょっと2回目で答えて。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

最高情報セキュリティー責任者は副町長となります。

当町のセキュリティー対策についてですけれども、例を挙げれば、職員用のパソコンに各自パスワードを設定とか、インターネットとLGWANを分離、シンクライアントのことでございます。それと、USBの管理、各課において各課長が全て管理しているんですけども、そういったUSBの管理。情報系システムの操作に顔認証を必要とするとか、電算室への入退室に対して静脈認証とか、毎年、全職員に対してセキュリティー研修を開催しているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと私の質問の仕方が悪かったようですね。

具体策はよくわかりました。

それと、最高セキュリティー責任者は、これに書いているとおり、それも不在だから問題だというのは質問したぐらいわかっています。現在、セキュリティーレベルを、アドミンというか最高の権限を持っている職員というのは副町長だけなのか。そういう意味で最高セキュリティーレベルの保持者の数と役職名を聞いたんです。ちょっと質問の仕方が悪かったですか。

それと、今、パスワード云々という答弁もいただきましたので、パソコンが起動時のバイオスのパスワード、スーパーバイザーのパスワードであるとか、ハードディスクのパスワード、これは設定していないんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

情報セキュリティポリシーの基本方針の6ページ、第3節、セキュリティー管理組織ということで、副町長がこの責務に当たりますと、情報セキュリティ委員会のメンバーは副町長が任命するとなっております。

しかし、情報セキュリティ委員会は当町のほうでは構成はされておられません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課主幹。

○総務政策課主幹（北村卓也君） お答えいたします。

バイオス、ハードディスクにパスワードはかけているのかということでございますけれども、そこまではできておらないのが現状でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） セキュリティー管理組織、当初から総務政策課長、やれているところも、やれていないところもあると、順次今やっていくと、それは全てを最初から100%は難しいでしょう。ただ、僕が聞いたのは、僕の質問の仕方が悪いんですね。セキュリティーレベル保持者、つまり当然、最高は副町長で、それ以下から、副町長のほうから許可をいただいた各課長、これは情報オーナーですよ。

わかりますけれども、じゃこの設定とか、例えば異動があると。総務政策課から防災企画課に行っちゃったと。いろんな場合にと、下に小部屋ありますよね。そこへは普通は最高セキュリティー保持者しか入れないでしょう。副町長以外、そのセキュリティー保持者以外誰が設定に入る。そういうセキュリティーレベル保持者のことを聞いたわけですよ、僕は。すべからず全て総務政策課長がなされるわけじゃないでしょう。だから、そういう人の人数と役職で、そこを聞いたんです。例えば主幹以上とか、そういうのがいない中でそういう人間がいるのかどうかを、セキュリティー管理上知りたくて聞いたわけです。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

当町のセキュリティー組織の保持者についてですが、総務政策課のほうで、主担当が1名、副担当が1名となっております。その2名がセキュリティー組織の保持者となっております。役職につきましては、主幹と主事でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） いよいよもっと細かく質問になってしまうが、ここは全部技術的な話なので、わかる、わからないとか、はっきり答弁をしてもらいたいところであります。

3点目の質問です。

まず、今やパソコンのない美浜町役場の業務遂行は成り立たないと考えますがどうか。

また、これ以降の質問は、しっかりとした技術的根拠や公正性等に基づき、あやふやな回答は一切求めていないのでそのように回答を求めます。

先ほども言っていました、令和元年9月3日付の日美総政第641号の別紙1で幾ばくかの回答はいただいたが、質問の仕方がまずかったのか、内容等の根拠となる仕様書そのものが示されていない。よって、その提出を求めます。

第641号の別紙1の3、液晶の指定の詳細説明を求めます。

1の7、書き出しは原則禁止とある。読み込みは問題ないということなのか。

別紙1の8、マイクロソフトオフィスが非常に高価との記述があるが、どれほどなのか。

別紙1の10、国内メーカー製に限るとある。根拠に保守管理を考えとしているが、何をどのように考えてこの結論なのか。

別紙1の11、標準添付品セットとは。何か標準仕様なるものがあるのか。アプリケーション標準も同様であります。再セットアップ媒体は1枚ずつ、つまり、これも仕様書にPCが2種類指定ありましたので、それが1枚ずつでよいのかということであります。

無線LAN非搭載はなぜなのか。

以上、答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の3点目、機器仕様についての1つ目、仕様内容の根拠についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私も役場の業務遂行におきましては、今やパソコンはなくてはならないものと考えてございます。

まず、液晶については、職員の業務効率を考え、フルHDの仕様とさせていただいてございます。画面の解像度を上げることで一度に表示させる情報量が多くなり、デスクトップの領域を広く使用できると考えてございます。

書き出しは原則禁止とあるが、読み込みは問題ないかという問いにつきましては、問題ないということではございません。USBメモリやSDカードなどの外部記録媒体は、原則使用を禁止しており、資産管理ソフトにて読み込みを制限してございます。

また、職員に対しても、毎年セキュリティー研修を実施してございます。

マイクロソフトオフィスが非常に高価とあるが、どれほどなのかというご質問につきましては、複数の業者に見積もりを取りましたところ、オープン価格ではございますが、およそ45千円ほどとなっております。マイクロソフトオフィスを入れた場合には、別途一太郎も入れる必要がございますことから、一太郎の見積価格、これもオープン価格ではございますが、およそ14千円となっておりますので、これらを合わせますと1台およそ59千円となります。

国内メーカー製に限る根拠が保守管理としております理由につきましては、庁舎内で使用しているパソコンのメーカーについての近隣市町の状況を伺ったところ、外資系メーカーのパソコンを導入したところのある市町より、導入後の保守で手間がかかり大変苦労したと聞いてございます。また、一部の外資系メーカーでは、過去にセキュリティー上の問題が発生したこともあり、今回は国内メーカーのみとさせていただきます。

標準添付品セット、標準アプリケーションの仕様につきましては、標準添付品セットとは、アダプターを含め取扱説明書等のことでございます。

標準のアプリケーションとは、ウインドウズの基本的なアプリケーションを指してございます。メーカー製のパソコンで入っていないことは余り考えられませんが、念のために記載させていただいております。

再セットアップ媒体は、1枚ずつの計2枚でよいのかということでございますが、1枚ずつの合計2枚で問題ございません。

無線LAN非搭載につきましては、無線LAN機能を搭載すると、役場の情報系パソコンからスマートフォン等と接続しインターネットにつながることができ、セキュリティー面に問題が生じるため非搭載としてございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今回の質問のあれは、ここからが本論みたいなもので、その前に、なぜこんなことをよく聞くのかと言いますと、自慢話に聞こえると語弊ありますが、パソコン、私、二十三、四ぐらいから、もう約40年近く、当時はパソコンと言いませんでした。マイコンと言う前ですね。自作キットが売ってあって、ハンダづけをしてCPUをつけて、メモリ、入出力はスイッチです。オンオフ。表示は数字8セグメントの数字を表示すると。一番最初が4ビットでした。次は8ビットで。動作周波数が今は何ギガヘルツですが、当時は4メガヘルツでした。千分の1以下でした。メモリに関して容量は、今はギガバイトの単位です。そのころはキロバイト、32キロバイトでしたね。記憶装置もテープでしたし、手取り七、八〇千のころに400千かけて買いました。フロッピーディスク、今はもうほとんどありませんが、それも130千円ぐらいしました、ドライブユニットが。

当時僕は、富士通さんのFM7を買いました。有名だったのは、NECさんのそのころは、皆さんは8001とかお聞きかもわかりませんが、一番最初は8801、これの表示機能が、今回フルHDの話もありますが、640の400でした。当時国産のほとんどは640の200。この後出てくるフルHDは1920の1080。

そんなことで、なぜNECさんがそこは640の400で、しかも漢字、つまりテキスト表示とグラフィック、映像表示は2枚表示できるようになって、ですから日本語表示がスムーズということで、日本では、ガラパゴスと言われるようにNECさんの規格がずっと長く通ったわけです。

当時は、もちろんMS-DOS自体もなかったですし、ウインドウズがもちろんとして全くなかった。NECさんのエヌドス、N88-BASICとかありましたが、そんなかんだしまして、ドスブイさん、今のマイクロソフトさんとか、IBMさん、いろんな外国からの来たような、もともとOSは外国からですけれども、その種類がドスブイと言われて、バージョンで5からですが。でもドスブイなってからは、さっき言いましたように、NECさんは、テキスト、字と絵は違う表示なんですね。今あるウインドウズは全て同じです。同じところに絵と字を書いているわけです。ここは踏まえて。これを申し上げるために言ったわけです。

再質問します。

フルHD、皆さん、ノートパソコン、今お使いで、ちょっと見ますと横が1366の縦が768ドット。それが今申し上げたように、フルHDは1920の1080となるわけですね。確かに答弁にあったように表示面積が広がります。1.6倍、2倍近くになるんじゃないでしょうか。ただ、液晶の筐体は同じです。ということは、それだけおのおの表示が小さくなるわけです。フォントにしては6割から7割になります。

フルHDの規格1920の1080で使ってこそ、町長の答弁が生きるわけですが、見えにくかったら、今、フォントを拡大するという設定がありますので、まず、一般のほとんどの、ここにいらっしゃる方、ほとんどはデフォルト100%の表示では無理だと思えますが、それでもフルHDが必要なんですか。フルHD、全体のもともとの性能を發揮した使用方法はできないと思慮しますが、そのあたりは検討されてフルHDの指定をしたのか、私の今の疑問。フォントの拡大をしなくて皆さんが本当に使うのか。使っているというのなら、私は質問をもう引っ込めますし、今後、それは確認に皆さんをまいます。SKYSEAで設定するならば、そのあたりデフォルトの設置でかわれないようにできるはずです。

次に、読み込みも制限していると。そうすると光学ドライブは不必要じゃないんですか。CDドライブついていたら危険ですよ。制限していて読み込みがあれば、USBって光学ドライブも当然不必要だと思います。必要とあれば、外づけのを持って、そのSKYSEAで解除しながらその場ですれば事足りると思いますが、また、ネットワークでの配付もできるでしょう。

文書質問した折のあれにジャストオフィス、一太郎の話ですが、県からのでなくせませんと。県からの書類で一太郎で書き直ししなきゃならない書類で、そんなたくさんあるんですか。ほとんど見るだけの話じゃないんですかね。もちろん、マイクロソフトさんのワードでつくった書類もしかりですが、ですから、今回は、ワードは20クライアントな

んでしょう。一太郎で読むだけなら、別にビューアがあるんじゃないんですか。わざわざ買う必要があるのかどうか、お答え願いたい。標準添付じゃもういいわ。

再質問というか、ちょっと別紙1、今回の仕様書でもありますが、いただいた仕様書から言いましょうか、ストレージ、暗号化機能SSDで240ギガ以上とありますが、そもそもOSって大体20から30ギガ、各アプリ三、四ギガ、SKYさん入れて云々、合計40、多く見ても50ギガ以下で十二分にいけるはずですが、なぜ240ギガもの容量のを選んだんですが、128ギガで十分ではないのか。また、暗号化云々ってありますが、先ほどバイオスへのパスワード、ハードディスクだけでのパスワード設定がないとなれば、これは暗号化しても意味ないんじゃないですか。単純に中は読めますが。

それと、議員になってすぐ、事務局のほうでも動画編集のパソコンを調達した次第ですけども、それでもやっぱり環境対応への配慮というのは、こういう議会人として当然であるわけですけども、この仕様書にはそういうこと一切ないので、そのあたりはなくてもいいという考えなのか。

以上、お答え願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、1点目のフルHDが必要かということでございます。

まず、1例を挙げれば、県などからの調査のときなど、画面を小さくしても文字が鮮明に表示されることから、業務の効率を図ることができると判断いたしましてフルHDといたしました。現在は、フルHDではなくHDを使用しているところでございます。

パソコンにつきましては、今後5年間、最低使用するということもありまして、フルHDとさせていただいたところでございます。

2点目の光学ドライブ、DVD-ROMが必要ではないのかというところでございますけれども、こちらにつきましては、例規集、条例とか規則のことなんですけれども、そういった改正をするに当たってソフトを使用することもございます。そういったことで、DVDのROMが必要となっております。

3点目のストレージについてでございます。

ストレージにつきましては、パソコンの立ち上げ時の時間対処理速度は、HDDと比べてSSDのほうが早いため、業務の効率化のためSSDといたしました。容量につきましては、現在500ギガバイトのハードディスクを使用していますが、データの保存にはファイルサーバを使用していますので、500ギガバイトは不要と判断し240ギガバイトとしたところでございます。

続きまして、今回のパソコンについて環境に配慮したパソコンなのかどうかというところでございますが、今回のパソコンの購入仕様書にも書いているんですけども、日本のメーカーということで、あえて仕様書にも書いてございませんが、日本のメーカーであるという判断の上で、環境等上のパソコンについては環境に配慮したパソコ

ンを購入できると、そういったことをございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 議長、また時間削減ちょっと考えて、繰り返しの質問になるんでね。私の質問、今回悪くはないと思うんですけども。フルHDでも、これは違いますけれども、繰り返しじゃないですけども、細かいのは云々と、それ全職員が100台全て必要なんですか。だから一太郎のところで申し上げたじゃないですか。見るだけならビューアがあると。県からの、例えば一太郎の文書で、書き加えてまた編集しなきゃならない、編集ね。それでも各課に1台別のそういうインストールされたものがあればいいんじゃないですか。何で押しなべて全体に。フルHD、今後5年間を見越して云々と、とにかくだから一般に使用する、日常業務でほとんどキャラクターベースの仕事でしょう、そこでフルHDが必要なはずがないと思うんですけども。皆さん、フルHD規格で、フォントサイズもデフォルトでずっと使うということですね。そこは再度明確にお答えください。でないとフルHDは必要ではないです。

ストレージは、ストレージの内容を聞いたんじゃないですよ。容量を僕は問題にしたんですよ。128ギガで十分じゃないんですか。先ほどOS、アプリ計算すれば。半分以下ですよ。暗号化、このあたり繰り返しですよ。バイオスもハードディスクもパスワードかけなかったら、これは簡単に読めますよ。理解して設定とか、その辺、この仕様書を書かれたんですか。それをとにかく聞きたい。

環境対応については、もうそれはお答えいただいたんでいいですけども、再度その辺、もう一度答弁求めます。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、フルHDについてでございます。全職員がフルHDが必要なのかなのかというところでございますが、現時点での業務の中では、全職員がフルHDは必要はないと思いますが、今後5年間のパソコンのリース等々、買い換えが5年後になるということもありまして、フルHDとさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課主幹。

○総務政策課主幹（北村卓也君） お答えいたします。

ストレージ、いわゆるハードディスクについてですけども、暗号化機能付きの仕様につきましてはSSDの240ギガということで設定をさせていただいたところでございますけれども、先ほど申し上げましたバイオスハードディスクには現状、かけてございません。今回の仕様につきましては、今現状はそういう設定はしておりませんが、今後、そういうことも踏まえまして、今回、機能があればというところで考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） だから、その容量も聞いたわけでしょう。240も必要なのかと。フルHDにしても現在は必要じゃない。ということは、最少の投資額じゃないとおっしゃったと同じだと思いますがね。今のストレージの容量に関してもそうです。240必要かどうかという答弁は一切なかったですね。光学ドライブについてもそうです。何か例規集云々、それ必ず全員のパソコンで光学ドライブが必要なのか。違う、例規集ってネットに上がっているのと違うの。この役場やったら、このイントラネット内に、サーバにあるのじゃないですか。

だから、その3点ぐらいは不必要とまでははっきり言えるかどうかわかりませんが、必ず必要ではない仕様じゃないんですか。

それと更新なんであれですけども、現在のシステムの廃棄に関しては関係ないんですか。それと、これも5年後の処分については、この仕様書とかにはうたわれないんですか、よくわからないんですけども。お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

答えになっているかどうかわかりませんが、今回のパソコンについてですが、全職員がこういったパソコンがいるのかどうかというところでございますが、全職員がこういったパソコン、業務等々にもよりますけれども、全職員がそういった高額、高額というか性能のすぐれたパソコンは。

○7番（谷進介君） CDドライブ。

○総務政策課長（野田佳秀君） CDドライブが要るとは思ってございません。今後、5年間を見越した上で、そういったことで購入のほうをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 引き続き、答弁させていただきます。

パソコンについては、今後5年後については、当町のほうで引き取るというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時三十一分休憩

—・—

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

午前中に引き続き、谷進介議員の一般質問を続けます。

総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。2点あったかと思えます。

まず、1点目についてですが、現在の使用しているパソコンについてですが、町の買い取りなので、今後、町のほうで破棄していきたいと思っております。

2点目、光学ドライブの不要、ハードディスクの容量についてですが、次回のパソコンの更新の際には検討していきたいと考えてございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

次回検討したいって、結局どうなのかということに答えていないですよ。答えられないということ。必要なか必要でないのかといったのに、そうじゃなしに次回検討したいって、そんな質問と答弁じゃないじゃないですか。

次のはそういうことはないようにして4点目お聞きします。

まず見積もり依頼先の選定の結果をお聞きします。

これは1点目の質問と同様、当然に予算執行に係るさまざまな規定や主義、さらには波及効果を勘案してのものであるべきで、その公正性の担保が充足され、住民福祉への効果も含まれていることの回答を求めます。

次に、見積入札依頼をした当初より、決定に至るまでの間における問い合わせや質問に対する対応、回答及び決定結果について、その決定に関しての公正性の担保、恣意的な運用懸念払拭のためにお示しを願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の4点目、契約先選定、決定に関しての1つ目、見積入札依頼先の選定経緯についてお答えいたします。

入札依頼先の選定につきましては、今回のパソコンのリース入札では、平成30、31年度入札参加指名願いが提出されている業者より事業内容に事務機器、電子機器等の取り扱いが記載されており、県内に本店、支店または営業所のある事業者を選定したところ、28社でございました。その中から過去に美浜町のパソコン等OA機器の入札に参加したことのある9社を指名させていただき、指名競争入札を実施させていただいたところでございます。

2つ目、入札依頼した当初より、決定に至るまでについてお答えいたします。

入札依頼をした当初より決定に至るまでの問い合わせや質問に対する対応、回答及び決定結果につきましては、業者のほうより質問等があったときには、質問内容によって、担当者で回答した後、課長へ報告を行う場合と担当者より起案の上、課長が判断させていただく場合、また、私が最終的に判断させていただく場合とがございます。その後、全指名

業者に質問及び回答を通知させていただいたところでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番。

まず、この中の1点目というか、当然この9社というのは町内の業者なんですよ。住民の福祉にも効果が認められるような発注というか、そういう観点からすれば、町内の業者を当然指名されていると思いますので、その辺、またお答え願いたい。

仮に町外とか余りにも管内が離れているようなところでは、なぜそこを選んだのか、選ばざるを得なかったのかということもあわせてお示しを願いたい。

2番目、入札依頼したところは結局、前回の質問で添付しろといった仕様書ですよ。この日付は元年5月です。私が聞いたところ、7月末あたりからこの入札の依頼が始まったように聞いていますが、その中の入札の依頼の文書であるとか、そのときの添付した仕様書、はたまたそれから質問なり、回答なりがあったはずでしょうけれども、それ全て出してもらえますか。でないとちょっと聞けないので。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

1点目の質問の入札については、町内業者はということですが、町内業者の方についてなんですけれども、指名願いの提出がなかったということで入札には参加できないというところがございます。

2点目の件につきましては、至急、資料のほうを提出したいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午後一時三十六分休憩

——・——

午後一時五十一分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 皆さん、貴重なお時間ありがとうございます。書類もいただきました。

私の聞くのと少しそごが、聞くに及ぶのと少し違うような気もするんですが、こういう仕様があって、起案書があって、回答があると。やりとりね。何かこの質問というのは、向こうからは、一番初めのところによると、起案8月9日というやつですと、何か書状が届いたということがありますが、この書状というのはファクスか何かなんでしょうか。

なぜ聞くかといいますと、要はこの8月9日、これは金曜日だったんじゃないですか。10日、11、12と土、日、月の休み。13、14はもうお盆。15です。聞くところによると1回目は16日が開札やいうやに聞きましたが、9日にこんなようなキーボード、テンキーをつけにして、皆さんデスクトップなら簡単に思われるでしょうけれども、ノー

トブックやったら、もう最初から基盤とかキーマトリクス、サイズ、全てケース、ケースによっても違ってくるので、家を建てかえるに近い状態なんですけれども、9日のこれはいつごろ出したんですか。質問がいつごろ来たのかもあるでしょうし、そのあたりから小耳に挟んで、いろいろこれしっかり聞きたいなと思った案件でもありますし、もう少しこの経緯を詳しく。

それと、何かこれ、8月29日か何かで、国内メーカーとか、レノムジャパンでもよいのかと、仕様書で国内メーカーに限る。外資系企業として除外させていただきますとありますね。ありますね。外資系企業は除外するんですね。そこはつきりお答えをいただきたいです。

できれば今出せとは言いませんが、この質問上、当然ファックスならタイムスタンプ、メールで来たんだったらヘッダーに時間出ると思いますので、そのあたりも後でお示しというか、確認させていただけたらと思います。

じゃ、今の2点大きく、この8月9日の時間云々の件。

3点、もう一点いいます。

その外資系企業で除外とはつきりうたっています。その割にちょっと前後するのかな。別紙1の途中には、メーカー製にこだわる必要ないとかがあります。メモリのところに、端っこね。パソコンでご存じのCPU、メモリ、ハードディスク、この辺がメインじゃないですか。それがあってパソコン。そのメモリの一つに、メーカー製にこだわる必要がないため、サードパーティーの増設も可とした。あるところでは、国内メーカーであるとか、マウスなんかも皆さん簡単に思っていますが、マウスからパソコン本体マザーボードまで壊れちゃいますよ。サードパーティー製でも可としていますけれどもね。これには補償は求めてないんですね。

およそこのあたりでトータル的にシステムなりハードウェアなりを理解した人がつくったように思えない。

3点目としては、メーカー製にこだわる必要がないとうたっている。あるところでは、国内メーカーだと。ダブルスタンダードじゃないんですか。このあたりの意図なり、ちゃんと設計の流れをはつきり答えてくださいね。以上3点。

ちなみに、どの機種が決定したんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず1点目の質問は、ファクスかというところですが、メールまたはファクスでございます。

2点目の8月9日の質問はいつ来たのかというところですが、8月9日金曜日の18時25分に質問状がメールで届きました。

3点目の外資系は除外するののかというところですが、除外いたします。

4点目はちょっと主幹のほうから回答となります。

5点目の機種の設定はというところですが、機種につきましては富士通でございます。以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課主幹。

○総務政策課主幹（北村卓也君） お答えいたします。

4点目のメモリーについてですけれども、特段サードパーティー製、いわゆる他社のメモリーによる増設も可とするが、メモリーについては永年保証であるということですが、一定の品質保証が欲しいことより、サードパーティー製のメモリーも可というふうにさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 繰り返しなんで、質問に教えてください。

僕はメーカー製にこだわる必要がないとここに書いてあるのと、ほかのところと整合性、ダブルスタンダードじゃないのかと聞いたわけで、そのことにお答えください。

それと外資系はお断り、除外して、富士通さんなんですね。じゃ富士通さんという企業は何なんですか。外資系企業じゃないんですか。

何回か前の質問で、外資系企業で、それをなぜお断りしたかというのを近隣市町に聞いたら、何かそういうことがあったと。じゃ、地方公共団体千数百国内にあるうちに、外資系からの調達はたくさんあると思うんですね。近隣市町でほんの何点かの結果で、そんなに思ったというようなことでしょうし、まず言いたいのは、この契約というか、入札もそうでしょうけれども、法律行為でいうところの停止条件付の諾成・双務・有償契約、それでその停止条件は、あなた方美浜町役場が設定したのであるから、停止条件、つまり仕様書の各項目であるとか取引内容が停止条件ですよ。その停止条件はあなた方が決めたんであるから、当然、挙証責任はそちら側にあるはず。だから外資系を除外している。やっぱり公正で、透明性で客観的、合理性のある説明がなければだめなんじゃないですか。

単に、近隣市町でちょっと聞いたところで、何かふぐあいが1回か2回、回数は、そちらおっしゃっていませんでしたけれども、そんなことで除外すると。言い方悪いけれども、見戯、わかりますね。稚児の児に戯れ、子ども以下のような判断基準としか思えません。

外資系企業、調べました。明確な規定はないそうです。法律用語にも、例えば官公庁、通産省にもないようです。私の調べたところによると。ところが経産省は、外資系企業について調査を行っているらしいです。1967年以降。その対象の相手は、外国投資家が株式または持ち分の3分の1超所有している持ち株会社が出資する企業。合わせて3分の1以上になるところ。上記一、二のいずれも外国側筆頭出資者の出資比率が10%以上であることが、経産省の外資系企業としての対象らしいです。

ここで富士通マーケティングコンピューターさん、パソコンを売っているところは。ここはたしかレノボジャパンの傘下ですよ。レノボは中国の企業です。2011年にレノボが51%、NECが49%で合弁会社をつくりました。外資系企業ですね。3分の1以

上です。つらつら行って、2017年11月3日、レノボは富士通クライアントコンピューティングの株式を5%取得しました。3分の1そうですね。ということは、富士通クライアントコンピューティング、今回購入というか、あなた方メーカーと言われるところは、富士通クライアントコンピューティングの製品のはずですので、外資系企業、停止条件をつけた外資系企業そのものではないんですか。そういう条件で事務事業を遂行した結果が、みずから停止条件を破っての契約になるんですか。これが公正な契約、合理性のある予算の運用、税金の使い方なんですか。もう一回質問したいんで。とても地方公共団体の仕事に思えませんが、町長どうですか。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

とりあえず15分くらい休憩します。

午後二時〇三分休憩

——・——

午後二時五〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 皆さん、いろいろと貴重なお時間、また議長、ご配慮ありがとうございます。

今回情報PC全てを区切っていろいろ質問したわけで、最終的に確認したいところが、1点目の質問をしたときのように、この予算策定においては、公正確保、健全確保、その規定全てで、それにはすべからく合理性のある根拠を持って運営すると、これは町長も全く同じように答弁をさせていただいた記憶があります。そのしりからもう今までずっと質問をるる、質問、答弁を繰り返していると、とてもそれに沿っているとは思えないこと。それと、外資系を除外すると言っているながらも外資系での契約になってしまっていること。もし違う条件であれば、当然今回の決定額というんですか、それはもう少し少ないほうで決定できたのではないか。また、仕様書の内容についても、現況の皆さんの業務からすると明らかにオーバースペックな部分は何点かある。それを私は根拠を持ってお示しました。満足できるような合理性のある回答をいただいております。ということすべからず等々を踏まえますと、今回のこの情報系PCの策定というか、決定については全くもって不十分な事務であったらと言わざるを得ない。ここの確認をとりたいと思うが、その点について答弁を願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

先ほどから議員からご指摘いただきました落札した機器についても、国内製だと今まで認識をしておりました。それについては本当に大変申しわけございません。

本当にパソコンなどの機器に関しては、谷議員、精通しておられることですので、今後ともどうぞいろいろご教示いただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願

申し上げます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 先ほどの外資系云々の件でございますが、本当にそういうこと
でございましたら、もう少し少ないほうで決定できたかもしれないという認識はしてござ
います。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。再開は3時5分です。

午後二時五十三分休憩

——・——

午後三時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

9番、繁田議員の質問を許します。9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） それでは、ちょっと疲れた後ですので、申しわけございません。
議長のお許しを得ましたので、通告に従って始めさせていただきます。

広報誌等の配布について。

広報とは、行政機関が国民との間に、その目的に適合するような信頼、協力関係をつく
り出すために行う諸活動であります。

政府、行政機関、企業、労働組合、学校、PTAなど、諸団体が、国民、消費者、住民
など、社会のいろいろな人々に向けて、みずからの考え方、計画、実際の諸活動を知らせ
ることとされています。

広報イコールPRとしても用いられるが、広報は、当初は、弓へんにムと書いて広める
弘報と書かれたが、当用漢字制限上、公の公報へ、さらに、公の公報に上意下達的な語感
があったことから、1950年代には次第に今の広く報じるという広報とされるようにな
ったと言われていています。

広報誌は、町が全ての町民の皆さんへ必要な情報を提供し、町政情報を知っていただく
という大切な役割を担っています。お政やイベント、中には、締め切りのある重要な情報
が載っていることもあります。

そこでお尋ねします。

1つ目、町から出している広報誌等の配布物は、全世帯に配布されていますか。

2つ目、その配布方法は。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員の広報紙等の配布について。

1つ目、広報紙等の配布物は、世帯に配布されていますかについてお答えいたします。

広報紙の配布数は、各地区長から要求される部数を配布しています。よって、その地区
会に加入している家庭に広報紙を配布しているように伺っております。

ただ、地区会に加入していない方でも広報紙の配布を希望される方や、集合住宅の管理人からの依頼があれば、広報紙を配布しているところもございます。

また、最近では美浜町のホームページ上にも公開しておりますので、閲覧することが可能となっております。

2つ目、配布方法についてお答えいたします。

広報紙の折り込みから各地区代表への配布はシルバー人材センターに委託しております。その後、地区内での配布方法は地区によってさまざまだと聞いております。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 再質問をお願いします。

今の答弁によりますと、広報紙の配布は各地区から要求される部数を配布していると、そして地区会に加入している家庭に配布しているように伺っているとのことですが、これは役場ではきっちり把握されていないんですか。

地区の会に入会していなければ配布をしてもらえないのか。それと地区会に加入していない方でも配布を希望される方や依頼があれば、配布をしていると、依頼がなければ配布はしないと、それで依頼のあった依頼者への配布はどのようにされているんですか。

それで、あと、ホームページ上でも公開しているから閲覧せえと言いますけれども、パソコン能力のない方もございますし、パソコン等、家に持っていない方もおられるということになるかと思えます。

町は、住民に対して広報誌が十分に行き渡らなくてもいいと考えておられるのか、今のままで十分であると考えておられるのか。なぜ、全ての住民に対して広報紙が十分に行き渡っていないケースが実際起こり得ておりますけれども、私の区では、現在、町から出る広報を月に1回ぐらい発行しており、私の区の配布は地区の配布係の方に届けられて、その方が各班長に配られ、班長が区に入っている会員、それに回覧をしたり配布をしたりしていると思います。

そこへ行くまでは、シルバー人材センターによって地区会に届けると、当然委託料なんかも払っておると思いますが、そういうことから、どうすればより多くの住民に配布することができるのか。どうすれば全戸に届けられるのか、そういったことは考えないのですか。

それと、そういうのを配布されていない家庭というのはどれぐらいあると把握されておりますか。

ここまで以上、お答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

先ほどの答弁のように、各地区長から要求されておる部数を配布しております。私ども、その区に入っていない住民の方を把握するのは大変難しく、その方に配布するというのが大変難しくございます。その配布方法も地区によってさまざまですので、西中は班長へ

配っているということですが、ほかの区によったら、配る方をもう特定して配られている方とか、そういう方もおられますので、もちろん、私どもはもう転入してきたら、区へ入っていただいて、それで区のいろんなことにも参加していただいているのかなという認識はしているんです。私も以前担当者をしておりまして、地区に入っていないので配布してほしいよと来庁された方には、今後、災害等のことも考えたらやっぱり地区へ入って、つながりも持つといってもらったらいと思いますよと言うて伝えたこともございます。やはり議員も、うちところへ広報届かんねんらようという話をお聞きしましたら、それやったら役場、防災企画へ連絡して配布してもらおうようお願いしたらどうないということと、また区へも入ったらどうですかとお願いしていただければ本当にありがたいなと思っております。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今、町長が言われましたことについては、よく私ども言っておるんですよ。配布されていない家庭というのは、各区で大体どれぐらいあるのかというのはわかるんじゃないですか。

各班長が班の中の家庭へ配っていくんですから、あそこは配らなくてもええ、ここは配らんな。うちのほうでしたら、山の上にも家ありますから。そこら辺で調べてみる必要があるのと違うかいなど、常々考えるんですよ。今までそうされていないというのは、いろいろ理由があろうかと思えますけれども。

それで以前、ごみの問題で困ったことがあったんですよ。今は分別方法等、安定はしてきておりますけれども、広報とかそういうものが配布されていない。家庭ごみの分け方とか出し方とか分別とか、収集日がいつであるとか、そういったものがわからず、もうどんどん出してこられたりして、困ったことがあったんですよ。

そういう出しているのをいろいろな人に聞きまして、そういう役場で分別表なんかもらって、配ったこともあったんです。それと町内放送でかなりカバーもできておりますし、そういったことがありました。

それと、ある人によっては、税金の徴収は、納税義務のある者全ての方から徴収されております。税金を払っているのに、こういった町の広報誌等、そういった情報を届けてくれないのか。町の情報がわからないと言われる方もおります。

それから、美浜町はいいところだからといって、他府県からも来て、住居を構えられている方も多数おります。こういったことがあるから、納税はふるさと納税を利用して他府県にするんやという方もおられるんです。そのほうがいろんな商品とか手に入って得だと割り切っている方もおられます。また、以前にこういった方から、ふるさと納税の申し込み方、どないすんなのやよと聞かれたことがありました。大変困りました。3月議会にもそのふるさと納税について質問をしたんですけれども、30年度で、他の自治体に納税した人数は60名で5,229千円であったという報告を聞いておるんです。安心・安全で住みやすい、住んでよかった町づくりを推し進めているのに、何か寂しい感じがいたし

ます。

広報誌というのは、町が全ての皆さんへ必要な情報を提供し、町政情報を知っていただくという大切な役割も担っておると思います。それと同時に、配布されている広報、今月ですね。その前に、県民の友というのも、一緒に同時に私のところに回ってきます。そして県の情報も町として町民に伝えていく必要があるんじゃないんですか。

過日、町長も知事の報告会ですか。そのときに、町長の挨拶の中で、県民の友の後ろにある知事のメッセージ、県民の皆さんへという、後ろにありますね。これを紹介しておりました。私も気になるんでいつもこれに目を通しておるんですけども、こういったものについても、配られていない家庭では知らない方もあるんじゃないんですか。欲しけりゃ役場へ言うてこいという感じではどうかと、そういう感じを受けるんですが、町長は広報誌の配布の今の状態についてどのように思われますか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 繁田議員にお答えいたします。

配布されていない家庭がどれくらいあるのかとか、そういうこともちょっと私ども把握できない状態です。調べてみる必要があるのではないかとおっしゃっていただきましたが、区のほうへもお任せしていますので、やはり区長会なり区長の皆さんお集まりいただいたときに図ってみないと、こちらから強制的にやってという話ではないかと思えます。

それと、ごみの問題については、ごみの分別表とか、最小限、「あ」から「ん」まで、個別に書いた表なんかも。それから津波ハザードマップ、必要最小限、必要なものは転入したときに、皆さんにお渡ししているんです。窓口で、はい。

それと、アパートなんか入られる方につきましては、ごみの分別表なんかはアパートの管理されている会社というんですか、そういう方がとりに来られまして、とりに来たときには管理人にもしっかりいろいろとお願いしているところでございます。だから、なかなか配布されていない方はどこら辺にいるのかというのが私どもなかなか把握できないというのが現状でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 今、町長言われる町として把握できないというのは、区へ聞くなりしたら大体わかるんじゃないんですか。

自治会に入っていようとなかろうと、ひとしく情報が伝わるように、町として努めなければいけないと、そう感じます。それについてはいろんなさまざまな手段を使って、全戸に配られるように検討していただきたいと、そう思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ですけども、これで終わります。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番、森本です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1つ目は、自動通話録音機の貸し出しについてです。

全国でオレオレ詐欺など、電話や通信機器を利用してのさまざまな詐欺犯罪、特殊犯罪とも言われているということですが、が横行しています。和歌山県でも特殊詐欺の被害は少なくありません。和歌山県警の調査、平成27年から平成30年までの間での資料によりますと、毎年50件から100件近くあるということで、被害額は、平成27年度が約3億40,000千円、平成28年、平成29年はいずれも約2億円程度と報告されています。そして、被害者の方の年齢構成について見ると、60歳以上が非常に多く、平成28年から令和元年7月までを見ると、226件中の170件、ほぼ、実に75%程度占めているということです。

この特殊詐欺の被害を防止するというので、自動通話録音機の貸し出しをしている地方自治体とか、その自治体の警察があります。自動通話録音機は、固定電話と電話線の間接続し、着信すると受話器をとる前に会話内容が自動録音されると音声流れる。そのことで通話を録音していくものです。

和歌山県も平成28年度にモニター事業として、65歳以上の高齢者世帯対象に無料貸与の事業を行っています。そのモニター事業実施後のアンケートを見ますと、71%の方が安心感につながったと回答され、迷惑電話の回数の変化についての回答では、なくなったのが25%、減ったよというのが54%、合わせると79%の方がこの録音機の効果を捉えていらっしゃるようです。

直接の詐欺件数の減少になっているかどうかは、その報告書からではわかりませんが、抑止と安心を図るのに効果を発揮していると考えられます。

美浜町内の方での被害は、同じ県警察の調査からでは4年間で1件となっています。町としてもこのような詐欺防止の取り組みを検討してはどうかと考えまして、質問をいたします。

詐欺防止への町としての今までの取り組みについてどうだったのでしょうか。和歌山県のこのモニター事業に美浜町も参加したとお聞きしていますがどうだったのですか。抑止・防止の方法として自動通話録音機の貸し出しなどを検討してはどうか。

以上についてお尋ねをします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の1番目、自動通話録音機の貸し出しについての詐欺防止の取り組みはどうだったかについてお答えいたします。

平成29年7月から、御坊市を中心に日高管内市町と連携して、日高地域消費生活相談窓口を設置しており、住民からの相談に適切に対応できる体制を整えております。また、月2回、消費生活巡回相談窓口を役場で開設しています。その他、啓発物資を役場窓口等で配布することにより、消費者被害の防止を呼びかけております。

なお、今年度につきましては、日高地域消費生活相談窓口の相談員がいきいきサロン等、地区に出向いて出前講座を行っております。

モニター事業への参加の状況はどうだったかについてお答えいたします。

当町も和歌山県の自動通話録音機貸与事業に参加いたしました。和歌山県から当町に示された貸与台数が少なく、募集期間も短かったため、地域包括支援センターを通して、ケアマネジャー等に対象となる方へお声かけをしてもらいましたが、貸与の希望者はおりませんでした。

自動通話録音機の貸し出しの検討をしてはについてお答えいたします。

平成28年度の和歌山県の自動通話録音機モニター事業のアンケート結果について、不審電話や勧誘電話などの回数が減少したと効果が出ているところでございます。また、議員がおっしゃるように、全国でオレオレ詐欺など、電話や通信機器を利用したさまざまな特殊詐欺が横行しております。

自動通話録音機貸し出しなどについて、補助事業の有無や貸し出し方法などを調査研究していきたいと考えております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ありがとうございます。

一定、幾つかの相談場所を設置して取り組んできたということで、日高地域消費生活相談窓口というのは、広い範囲の中での一つということかなと思うんですけども、また、町内としたら、消費生活巡回相談窓口ということで理解してもいいかなと思うんですけども、その役場内での消費生活巡回相談窓口を設置してから、今までの相談件数とか、またそのうちに、詐欺等にかかわる相談件数というものについてはどのようなものだったのか。その活用状況というのを伺いたいと思います。

また、ことしから、いきいきサロン等で相談員さんが、一定出前講座を行っているということでございます。その出前講座の内容についてはどのようなもので行われたのかということと、それから始めた、その方法を取り入れたというのはどういうことからかということについてお聞きしたいと思います。

また、3つ目に、モニター事業で、貸与希望者についてはなかったということなんですが、そのことについては、どのようなことが考えられるのでしょうか。お答えいただけたらと思います。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

4点あったかと思えます。

まず1点目、役場内の消費生活循環相談について件数は、実績はというところかと思えます。

この事業についてなんですが、毎回、町内放送を入れているわけなんですけれども、30年度の実績はゼロ件でございました。誰も来られませんでした。しかし日高管内のほうで日高地域消費生活相談窓口のほうを1市6町のほうで実施しているわけなんですけれども、そちらのほうの実績でいきますと、30年度実績で1市6町で191件ございました。

た。そのうち美浜町の件数が13件というところでございます。

2点目の出前講座の内容はのご質問ですが、講座内容につきましては、悪質商法の実例とか、相談窓口、消費者ホットライン188の紹介など、わかりやすく講師先生のほうが生かしていただいているということでございます。

この講座についてなんですけれども、30年度までは月に2回美浜町のほうに講師の方がお越しにいただいていたわけなんですけれども、実績が少ないというところから、そのうちの1日は地区のほうを回って、講座のほうを開きたいということから31年度から実施したものでございます。

それと4点目です。

県の事業のモニター事業の参加がなかった理由でございますけれども、和歌山県から当町に示された台数が8台でございました。また、募集期間につきましても9月1日から9月30日までの1カ月間というところから、実績のほうはなかったというところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 相談窓口にも一つもなかったと。町内の分についてはそういうことだったとお聞きしたわけですが、でも随分とやっぱり安心感を持ってやっていける取り組みではないかなと思います。今後も続けてもらえることが必要でないかと思うんですが、全体の日高郡の中での御坊日高の中では13件あったということです。モニター事業についても、短い期間であったということもあるということで、なかなか応じてもらえなかったという背景があるかもわかりませんが、幸いにして、この詐欺事件に遭われた方がないと、ほとんどないということで捉えてもいいかと思うんですけれども、今全国的に見ますと、より詐欺の方法が巧妙になってあったり、さらに手口が広がるというふうな形が、いつかは減ってきた状況がありながら、最近はそのように全国的には言われています。とりわけ都市部では、高齢者を狙った詐欺がふえているようです。オレオレ詐欺、そして、還付金を求める詐欺、架空請求の詐欺、それから自動音声のガイダンスを利用した詐欺、融資・保証金の詐欺、金融商品等の取引で、嘘の情報を提供して、購入名目で金銭をだまし取ることもあったり、また、ギャンブルの必勝情報の提供、それから情報料の名目で金銭をだまし取るような、さまざま非常にふえているようです。また、直接そのような形ではなくて、この特殊詐欺を助長するような形で、犯罪に巻き込ませるような、そういうふうなこともあるようです。

今のところ、被害が少ないという状態でありまして、少しでも効果のある方法があれば導入していただいて、それをさらに維持できるような活動が重要ではないかと思っております。

この自動録音装置のその貸与という事業、ことしも他町村でやっているところがあります。また、和歌山県の警察のほうでは、ことしまた新たに自動録音装置の貸し出しを始め

たちょっとお聞きしています。ただ、その進め方につきましては、犯人側のデータをもとに、数回そのような詐欺電話をかけられたうちを対象にピックアップした形でされているというふうに、ちょっとお聞きしたりするんですけども、そういったところで強化を進められていますけれども、うちの町でもできるだけ機器を使って、そのような防止を進められるようなことがあるのならば、ぜひとも、進めていくのが大事ではないかなと思っています。

うちのところでは、前回のモニター事業のところでの前お聞きしたところでは、うちでは、緊急通報装置という事業をされているということで、今、高齢者、それからおひとり家庭というところで、何か事態が起こったときに、町のほうに連絡がとれると、そのような事業だとお聞きしているんですけども、それについて非常にその機器があれば、このタイプのここで紹介された和歌山県モニターを知った事業についての機器をつけるのであればちょっと困難やというふうな話もお聞きしたんです。そんな理由もあったんかなと思うんですけども、その辺について、研究をされて、貸し出しについて進めていきたいとお答えいただいたんですけども、そのところのことも含まれているかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

議員おっしゃったとおり、私も緊急通報システムと一緒につけるとちょっとふぐあいがあるよというようなお話は聞きました。

私も消費生活の担当時に相談を受けて、高齢者の家に出向き、業者を待ち受け、業者からお金を返してもらったという事例もあります。それと、住民課長のときに、民生委員児童委員協議会の平成30年でしたか2月の定例会において、和歌山県警の特殊詐欺被害防止アドバイザーによる特殊詐欺被害に遭わないためという講演をお聞きしました。特殊詐欺は面識のない相手に対して、電話などの通信機器を使って現金をだまし取るということで、自動通話録音機は有効だというお話を聞きました。その当時350台もう全部貸し出し中なんですよというお話でした。平成28年の全国の被害件数もお聞きしましたら1万4,140件、被害額が何と406億30,000千円、全国です。和歌山県内では被害件数が1万8,201件で、被害額1億98,200千円という被害で、やっぱり8割の方が65歳以上の高齢者、そのうち8割の方が女性であったとお聞きしました。県警の方にとられたお金は絶対に戻らないということでお聞きしました。

高齢者の財産を守るためにも有効な機器であるとは認識しております。まずその緊急通報システムのこともございますので、高齢者福祉の観点からもいろいろ前向きに勉強させていただいて検討したいと考えております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この間につける機種のほかにもセキュリティー機能付きの電話機にも、そのような効果があるというふうに伺っています。大体その電話機のモデルの中で、

録音のメッセージや着信拒否の形、それから、着信中に受け取っている側のほうに気をつけましょうというアナウンスが流れたりとか、そういうふうな場面でも効果があると。

それから通話録音、先ほどの例ですけれども、通話拒否やボイスチェンジといった機能はついているところも効果があると聞いております。この緊急通報装置との兼ね合いで難しいところだと思いますけれども、そのようなセキュリティー機能付きの電話機の貸し出しなども一度検討してもらえたらなと思ひまして、この件については質問を終わりたいと思ひます。

続いて、次の質問に進みたいと思ひます。

2つ目にヘルプマークの周知と活用についてです。

ヘルプマークというのは、赤い下地に白抜きでハートと十字を書き込んだ図柄のマークです。このような形になっています。皆さん方ももうご存じなんですけれども、その活用について、ぜひ広げてもらえたらなというふうに思ひます。

和歌山県、そして美浜町でも、このヘルプマークを現在導入して交付をされています。このヘルプマークですけれども、障害や疾患等を持って、困難を抱えている方が、その支援や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるためのマークだということです。

始まりは東京都の福祉保健局によって作成されて活用が広がってきたとお聞きしています。外見からわかりづらい障害等を持っている方、また、さまざまな事情で支援や配慮を要請することが困難な人や状態のときに非常に有効なマークだと。そして、支援する側にとっても声をかけやすいということにつながるかと思ひます。

災害時や町なかで支援を必要とされる時などには、とりわけ力を発揮しているようです。また、どのような状態で求めているのか、どのような支援が必要かを知らせるヘルプカードと言われるものも用意されています。

社会的にこのマークへの理解を広げることと、その活用が広まることが望まれると考えます。

幾つかお聞きします。

美浜町に導入をして以後の申請の状況はどうでしょうか。住民の方へのヘルプマークの周知とマークへの理解を広げるためにどのように取り組まれてきましたか。活用されるよう働きかけ、広げることは重要と考えますが、町としての見解をお伺いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の2点目のヘルプマークの周知と活用について。

1つ目、美浜町での申請状況はについてお答えいたします。

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるように、平成24年に東京都が作成し、導入したマークでございます。

ヘルプマークの交付は、平成28年7月に和歌山県庁、県内各振興局、和歌山市で始ま

り、現在は県内6市18町で行っております。

当町におきましても、県の申請窓口として、平成29年9月から交付事務を開始いたしました。

ヘルプマークの申請状況につきましては、令和元年7月末日におきまして、累計3件交付しております。当町での申請件数は3件ではございますが、県内ではどちらの窓口でも申請が可能ですので、その他の窓口で交付を受けられた方を含めると6件となります。和歌山県全体では4,950件が交付されております。

2つ目のヘルプマークの周知への取り組みはどうだったの。ヘルプマークの周知とマークへの理解を広げるためにどのように取り組まれたかについてお答えいたします。

ヘルプマークの周知の取り組みにつきましては、平成29年9月の交付事務開始時より、町ホームページへの掲載、役場内でのポスターの掲示、窓口においては啓発用チラシの設置を行っております。ホームページでは、ヘルプマークの申請書やヘルプカードをダウンロードしていただけるようになっております。

3つ目、広げることについての見解はについてお答えいたします。

平成29年7月に経済産業省において、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本人だけでなく、外国人観光客にもわかりやすい案内用図記号とすることを目的に企画が見直され、ヘルプマークが追加されました。これにより全国的に普及が進められておりますが、まだまだ認知度が低いと感じております。

ヘルプマークが普及し、活用されることによって援助や配慮を受けられるようになることは、障害者の方などにとっての安心につながり、また、援助や配慮を必要な方に対する理解が進むことは非常に大切なことだと認識しております。当町におきましても、引き続き県と協力し、現在の取り組みを継続していくとともに、広報紙へ掲載するなど、町民への普及啓発に努めたいと考えております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 美浜町に導入して以後の申請の状況につきまして、現在、他市町へも申請したということを含めると6件やとお聞きいたしました。県全体では約5,000件ということなんですけれども、申請数について、件数全体から見て、どう捉えられるかなとちょっとお伺いしたいと思います。また、お知らせするのに、ホームページ、役場内のポスター、窓口での啓発チラシということでありましたですけれども、広報等全体に、ホームページだけではなくて、その方法じゃなくて、広く家庭に伝わる方法としてはとられなかったのかどうかということです。その2つについてお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

障害者数の、手帳を持ってられる方とか内部疾患の方の数、イコールこの件数が少ないのかと言われると、本人がやっぱり外からわからない状態でしたら、知られたくないとい

う方もおられると思います。まず手帳なり、そういうのを持っている方については、県なり町なりは案内は皆さん窓口でされるかと思うんですけども、ただ、社会的にこのマークへの理解というのが、皆さん、このマークだったらこういうことかというのを本当に広く知らせるには、いい機会に質問していただいたので、これからは私どももこういう形で町民へもっと普及啓発に努めていきたいという考えでございます。

○議長（谷重幸君） 広報について。町長。

○町長（藪内美和子君） 広報へ掲載するというので、それで広く言えるのかということですけども、まずは広報でお知らせしたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今のはこれからということですね。今までは広報等にはまだ載せてはいなかったということで捉えていますね。

先ほど、繁田議員さんからもありますけれども、ホームページというのも確かに有効だと思いますけれども、私も実はこれを町が発行しているのはホームページで取り寄せさせていただいたんですけども、なかなかやはりそういう設備を持っていない家庭もいらっしゃると思いますので、その点もできるだけ配慮をする必要があると思います。

再質問になりますけれども、町独自でこのような役割を持つ、交付されるというふうにちょっとお聞きしているんですけども、一方、ヘルプマークは、やっぱり全国、まだ、全体には通っていない部分もありますけれども、広域的には通じるマークです。ぜひとも両方というか、地方等の取り組みについてマークを推奨するようなことをちょっと報道等でお聞きしているんですけども、両方活用されることをぜひとも希望したいんですが。

困っているんですとか支援がいるんですとか、遠慮なく伝えられることがやっぱり大切やと考えるんですね。私がお聞きしたいのは、周知する上での視点とか、考え方についてなんですけれども、これを進める上での機関の中が発行しているところで、ちょっと紹介をされてあったんですけども、いろんな外に見えない障害、それから病気等あります。そういったところの、先ほどありましたけれども、なかなか知らせにくいというふうな背景もあるかと思うんです。実際に遠慮なくこのような申請ができる状態を社会的につくっていくことも必要であると思うんですけども。その中で先ほどの進めていくという上での機関の出している中でちょっとしたエピソード等ありましたので紹介いたします。

知的障害及び自閉症とかあったりしてなかなかお話しができてにくいお子さんを抱えてられる方からは、これまでほとんど外出しなかった最大の理由は、周りの反応がやっぱり気になったからだ。突然大声で叫んだり、それから意味のない言葉を発することもある。普通の人にはびっくりします。ただ、ヘルプマークをつけるようになったことで、手伝ってもらえることもあったり、障害があることを理解してもらったり、外出を踏みとどまる気持ちがだいぶ薄まったというふうな報告をされています。

やっぱり、より生き生きと生活できるために、そのためには安心して外出できることというのは非常に重要なことだと思うんです。それから、こんな例もあります。ヘルプマー

クをつけたきっかけについて、通勤ラッシュのときに、胸に入っているカテーテルを固定する糸が切れてしまった。自分の身の安全を確保するために、このヘルプマークを持たれたというふうにあります。その後、透析の体調不良で電車に乗っていたときには、座席を譲っていただきました。

それから、こんな例もあります。電車の運休、先日も災害の中で交通機関がとまり、大混雑した例がありましたですけれども、そういった例で、思考が混乱して、音声案内も耳に入っていない。そのような特性を持っている方がいらっちゃって、立ち往生している。そんなとき、ヘルプマークに気づいた方が声をかけてくれて、ほっとしたと。そんなことも紹介されています。

それから、妊娠初期で使用しましたと。初期なので、マタニティマークをつけるには早く、マタニティマークをつけている人への中傷などが怖いのでつける勇気はなかったと。でも、何かあったときには、すぐにわかるようにしておきたかった。こんなときにこのヘルプマークの存在を知って、ほっとしたというふうなこともちょっと紹介されています。

これらのマークをやっぱり安心して申請して利用できる状態というのが必要だと考えるんです。偏見とか先入観とか差別を乗り越えられるような、そういった社会を同時に求めていくことが背景にはいるかと。そのためにマークの持っている意義とか役割等の周知と理解というのを広げることばかりでなくて、そのしんどさや辛さが見えにくい障害とか、ものについて、その生きづらさのもとになるものに対してのやはり知識、理解というのが必要じゃないかなと。

また、そういった生きづらさをつくり出す、ときにはもとになっているものとして、人権問題とか、LGBTなどの新しい人権の課題なんかも背景にあったりして、そのような、例えば、神経、精神的な病に陥ったりとか、そういうふうなこともあるかと思うんです。そんなところで、そのようなことへの理解を進めておくことも必要ではないかなと思います。そういった観点で周知するための視点や考えについてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

先ほどの答弁にもありましたが、やはり役場内でのポスターの掲示であったり、窓口において啓発用チラシはもうしております。町ホームページへの掲載もしております。もちろん議員おっしゃるような社会になることを私も願っているところです。県と本当に協力しながら、現在の取り組みを継続していくとともに、広報紙へ掲載するなどして普及啓発に努めていきたいということでございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この件についてですけれども、広めていく上での視点というか、その教材とか、その進め方の背景にあるものを踏まえてそのような啓発の取り組みを進めていくことがいいんじゃないかなというふうにちょっと発言をして、この件については終

わります。

3つ目です。3つ目は、台風10号が通過しての防災についてです。

台風10号が西日本を通過して、当地方にも大きな影響を与えました。昨年9月の台風21号は、被災した家屋の修繕が現在も続くところがあるなど大変でした。今回の10号は、昨年と比較すると被害が少なかったようではありますが、停電、道路や田畑の一部の冠水、河川沿いののり面の崩れ、大量の被災物が海岸に打ち上げられていることなど、報道も見受けられます。全国的に大雨による災害が引き続いています。まだまだ前線の活動とか、台風の活動が活発な状態になっているのかと思います。町職員の皆さん、消防団等関係者のこの間の経過への行動とか、問題発生への対応での奮闘には本当に敬意を表します。

さて、防災の取り組み状況の点検と課題を見出すことが大切であると考えます。その上で、台風10号においての美浜町での今回の被害や住民の方から寄せられた課題、どのようなものがあったのでしょうか。罹災証明書の発行数など状況はどうでしたか。

2つ目に、警報や情報伝達の状況、避難所の設置、利用状況はどのようなものだったのでしょうか。

3つ目、昨年の被災教訓から前進したこと、現在対応しているようなこと。また、新たに検討を要するような課題はなかったか。そして住民の方々に呼びかけておくべきことはありますか。まず、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の3点目の台風10号通過しての防災について。被害や寄せられた課題はどんなものかのまず1点目、被害や寄せられた課題は、罹災証明の発行数についてはお答えいたします。

台風10号の被害としましては、浸水により農作物の草勢低下が予想される被害が1件ございましたが、その他、公共施設などを含め、被害報告を受けておりませんし、今回は特に住民様から寄せられた課題もございません。また、罹災証明書につきましては、1通発行しております。

次に、警報や情報伝達の状況、避難所開設と利用状況についてお答えいたします。

まず、情報伝達につきまして、気象警報が波浪、暴風、大雨、洪水と発令されましたが、全ての気象警報について、Jアラートを起動し、防災行政無線を通じて、町内全域に警報発令を伝達できております。

次に、避難所の開設と利用状況につきまして、避難準備・高齢者避難開始発令と同時に、避難所を町内4カ所に開設し、最大避難者は6名となっております。

3点目の昨年の被災教訓から前進したこと。また、新たに検討を要する課題はについてお答えいたします。

まず、4カ所の避難所について、小型発電機と扇風機を配備し、長期停電に備えました。また、町内では停電も発生しましたが、関西電力から停電の件数や今後の復旧の見通しなど、細かな情報提供があり、問い合わせのあった住民様にも復旧に向けての現在の情報を

伝えることができたと思っております。また、先日、日高管内の災害担当課長及び担当者が昨年の台風対応や備蓄品についての情報交換会を開催し、横のつながりを構築できたと聞いております。

今回の台風による新たな課題はないと思っておりますが、今後もこういった場を活用し、各市町が抱える課題を積極的に話し合っていけるよう、連携を深めていってほしいと思っております。

4点目の避難支援具として車椅子の家庭への配備を進めてはどうかについてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、車椅子を利用することは有効であると認識しておりますが、現在のところ、車椅子の購入費用に係る補助は考えてございません。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） すみません、4つ目は後ほどにお聞きしようかと思ったのであれなんですが、今、お聞きした中で、やっぱり昨年と比較すると非常に被害等は少なかったというふうに理解はできるかと思えます。

今回の中で、台風の暴風の状況の中で防災行政無線、外に出ていらっしゃる方も大勢いらっしゃるかもしれませんが、自宅で直接やっぱり聞ける防災行政無線というのが非常に有効な場面も多かったのではないかなと思います。

今回、どうしてもやはり停電がなかなか避けられないというのは、これは仕方がない部分もあるかもわかりませんが、今回も一定の地域でそのような状況があったということなんです。昨年に比べると、その後の対応というのが非常にスムーズに進んだというふうにもお聞きいたしました。それは昨年度の教訓の中で捉えられて、対応されていたものかなというふうに理解しますが、でも、さらにこの停電の発生が減るように、または根本的には起こりにくいような施設状況にするようなことというのをまだまだ求める必要があるんじゃないかと思うんですけれども、根本的な対策とか、日ごろの機器の調査点検、故障しやすいところなどの発見と改善、そういったところをまた、既に行われているところだと思いますけれども、重ねて関係機関、関西電力等、申し入れておくことが必要と感じますが、いかがでしょうか。

2つ目にお聞きしたいのは、避難所4カ所、午前中に高野議員さんが既にお聞きしていたところでもありますけれども、重なることにはなりますが、避難所4カ所だったんですけれども、場合によって、最大同時に何カ所ぐらい開設が可能なのかということと、それから、避難所の運営など、それぞれ手順があるかと思えますけれども、その間の開設から避難所を閉じるまでのリーダー、責任者、施設管理等の責任者は町職員さんと捉えておいていいのかどうかというところについてお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 森本議員にお答えいたします。

まず、停電が起こり得ない状況をつくってはどうかというようなお話でございますけれ

ども、これは私ども担当課また関係課全て、台風が近づいてくると発電機の準備であったり、機器の点検、また今後の体制についての話し合いというのは常に行っております。起こり得る停電、これは関西電力さんの部分が大きいわけですがけれども、今回につきましては、細かい情報提供があつて、スムーズということはないですがけれども、対応できたというふうに考えております。

それと、昨年、台風21号通過後、長時間の停電もございました。その中で、昨年の行政報告の中でも入れさせていただきましたけれども、直接、当時の町長が関西電力のほうへ申し入れを行っております。重要な施設、また要配慮を要するような施設につきましては、全て地図に落として説明させていただいているところでございます。

次に、避難所の開設状況でございますけれども、地震、津波についてではなく、こういう風水害では、今の4カ所が適当ではないかというふうに考えております。そこでの責任者ということでございますけれども、これは風水害の責任者となると、町の職員が各避難所に2名ずつ、今も行かれておりますので、そこらが責任者となり、担当課の住民課、また、防災企画課のほうへ避難者の情報を伝達してくるというような状況でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） ありがとうございます。

引き続きできるだけ対応が進むような形で求めていきたいということで。

4つ目に、次の質問なんですけれども、車椅子の導入についてお聞きしたいと思います。

津波に対して避難する折には、徒歩が優先だと考えるんですけれども、移動困難な方が避難する折、支援を得て移動する場合、車椅子は有効だと思います。補助金等を出して配備を進めてはどうかと考えるんですけれども、寝たきりの、その件もお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

寝たきり等につきましては、介護度等の認定も受けている方もおられます。そういう方については、ケアマネジャーを通じて、また施設にまず行ってもらったりとか、台風の場合は準備もできますので、そういうことで住民課のほうでも対応しているところです。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） その購入補助の取り組みについてなんですけれども、寝たきりの方がいる家庭から、いざというときに近くにいっても1人じゃ大変やと。それから、避難場所まで随分あるという話もいただいて、どのようにしたらいいのかというふうな相談を受けたことがありました。そのとき、私もなかなかいい解決方法が見つからなくて答えられませんでしたけれども、そのときの方が車椅子を購入されていて、ともに移動すると言われて準備されておりました。

津波なんかのときに、長距離で移動していかなきゃならないようなときに、津波でんで

んことあるように、まずはそれぞれの方が自分でともかく安全を確保するというのが基本というふうに言われていることに私もそうかなと思うんですけども、支援を受けられることがあるならば支援を受けて逃げるようなことができればと思います。

さまざまな事情で困難な方を徒歩等で抱えている家庭。それからそのところでは非常にコンパクトで、支援者の負担も非常に軽いのではないかと。おんぶしたりとか担架等々を用いてという場合もありますが、そのことからするとなかなか実際は車椅子等も使える方もいらっしゃると思いますけれども、非常に有効ではないかと思うんです。

社会福祉協議会のほうでは、車椅子を借りられるサービスがありますけれども、なかなか長時間借り受けということではできません。自主防災会等で支援を必要な家庭の調査もされておりますけれども、このような家庭の支援について、どのように考えるかということと、それから、今後、有用な支援器具があれば、そのようなものを導入していく、検討することについて、あるかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 森本議員、もう最後の質問ということでもいいですか。町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員にお答えいたします。

購入費用については補助を考えてございませんとお答えいたしました。

障害者総合支援法における補装具の給付が受けられることもできます。ただし、限度額や障害の箇所、課税等の関係で個人負担など変わることもあります。また65歳以上の障害者の方でも介護認定を受けた場合は、車椅子のレンタルができます。その場合は、介護のほうを優先となる。いろんなパターンがあると思いますので、住民の方で必要とされている方やお困りの方がおられたら担当課へ一度お電話いただくなり、お越しいただいて、詳しく聞いていただけたらと思っております。

以上です。

○8番（森本敏弘君） 質問を終わります。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後四時二十四分散会

再開は、18日水曜日午前9時です。

お疲れさまでした。